

○総務省令第六十五号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月二十八日

総務大臣 松本 剛明

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）とする。

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

〔イ 略〕

〔削る〕

ロ 〔略〕

- 二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

(第一号基礎的電気通信役務の範囲)

第十四条 〔同上〕

- 一 アナログ電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第三号に規定するものをいう。以下この条、第二十七条の二第二号イ、第二十七条の四第二号ロ並びに第二十七条の五第一項第三号及び第十一号並びに別表第一号において同じ。）（ワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。以下同じ。）を除く。以下この条において同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの（手動により通信の交換を行うもの及び公衆電話機を用いて提供するものを除く。）

〔イ 同上〕

ロ アナログ電話用設備に係る離島特例通信（次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）

- (1) 離島（本土に附属する島をいう。以下この条において同じ。）のみで構成される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分を設定するための単位となる区域として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。）の内に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信
- (2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 〔同上〕

- 二 第一種公衆電話機（社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から、公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は公衆が容易に出入りすることができる施設内の往来する公衆の目につきやすい場所に設置される公衆電話機であつて、市街地（最近の国勢調査の結果による人口集中地区をいう。）においてはおおむね一キロメートル四方に一台、それ以外の地域（世帯又は事業所が存在する地域に限る。）においてはおおむね二キロメートル四方に一台の基準により設置されるものをいう。以下同じ。）を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの及び手動により通信の交換を行うものを除く。）

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信（第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域（電気通信役務に関する料金の適用に用いられる単位として、電気通信事業者が全国の区域を分けて設定する区域をいう。以下同じ。））と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るものに限る。）

イ 第一種公衆電話機に係る市内通信（第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該第一種公衆電話機が設置される単位料金区域と同一の単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信に係るものに限る。）

ロ 第一種公衆電話機に係る離島特例通信（次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るものに限る。）

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置される第一種公衆電話機から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 同上

【二の二・三 同上】

四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの

四 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する音声伝送役務であつて、次のイからハまでに掲げるもの

【イ 略】

【イ 同上】

ロ ワイヤレス固定電話用設備に係る離島特例通信（次のいずれかに掲げる通信のうち、電気通信役務に関する料金の計算に用いられる距離区分について、本来の距離区分より有利なものを適用することにより、料金の特例が適用される通信に係るもの（イに掲げるものを除く。）に限る。）

(1) 離島のみで構成される単位料金区域の内に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の外に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

(2) 離島のみで構成される単位料金区域の外に設置されるワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信であつて、当該単位料金区域の内に設置される固定端末系伝送路設備若しくはワイヤレス固定電話用設備である端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備又は無線呼出しの役務に係る相互接続点に着信する通信

ハ 同上

【緊急通報の通信回数】

第四十条の四の二 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

第四十条の四の二 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ハ、第二号ハ、第三号ロ及び第四号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回数について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

【2 略】

(第一号基礎的電気通信役務の種類別)

第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種類別は、次の各号のいずれかとする。

- 一 第十四条第一号及び第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を扱ったもの
 - 二 第十四条第一号、第二号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を扱ったもの
- 様式第38の2 (第40条の3第2号、第40条の4第1項関係) 第一号基礎的電気通信役務収支表

【略】

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用			営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費用 うち第一種 公衆電話機 台数削減以 外の費用	うち第一種 公衆電話機 台数削減費 用	うち設備利 用部門費用		
1 第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
小計						
2 第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
小計						
【略】						
4 第14条第4号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					

【2 同七】

(第一号基礎的電気通信役務の種類別)

第四十条の七 法第百八条第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種類別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を扱ったものとする。

【新設】

様式第38の2 (第40条の3第2号、第40条の4第1項関係) 第一号基礎的電気通信役務収支表

【同左】

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用			営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費用 うち第一種 公衆電話機 台数削減以 外の費用	うち第一種 公衆電話機 台数削減費 用	うち設備利 用部門費用		
1 第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	(3) 同号ハに掲げるもの					
小計						
2 第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	(3) 同号ハに掲げるもの					
小計						
【同左】						
4 第14条第4号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	(3) 同号ハに掲げるもの					

小計									
合計									

注1 法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ及び第4号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

[削る]

[削る]

2 第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

3～7 [略]

[第2表 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記による。

小計									
合計									

注1 法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、次に掲げる営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

(1) 第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るものうち、当該電気通信事業者が設置する電気通信設備との接続及び当該電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関して他の電気通信事業者が負担した額、通信量及び単価に係るもの

(2) 第14条第1号ハ、第2号ヘ及び第3号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係るもの

[新設]

2～6 [同左]

[第2表 同左]

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部改正）

第二条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

目次

「第一章 略」
第二章 第一種交付金

「第一節 略」

第二節 削除

「第三節・第四節 略」

「第三章・第四章 略」

附則

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 収容局 アナログ加入者回線（施行規則第十四条第四号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る加入者回線（以下この条及び別表第十において「ワイヤレス固定電話加入者回線」という。）を含む。以下同じ。）を直接収容する局舎をいう。ただし、ワイヤレス固定電話加入者回線を収容する局舎にあつては、当該業務の提供に係るワイヤレス固定電話用設備（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の三に規定するものをいう。）の一端に端末設備を接続した地点において施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信業務を提供する場合に設置するアナログ加入者回線を、当該業務の提供に係る電気通信設備を通常用いることができる高度で新しい電気通信技術を利用した効率的なものとなるように新たに構成するものとした場合において直接収容する局舎とする。

二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信業務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

「三 略」

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るも

目次

「第一章 同上」

第二章 「同上」

「第一節 同上」

第二節 収益の額の算定（第八条―第十条）

「第三節・第四節 同上」

「第三章・第四章 同上」

附則

(用語)

第二条 「同上」

一 収容局 アナログ加入者回線を直接収容する局舎をいう。

二 加入者回線単価 収容局ごとの法第八十八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信業務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価（法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

「三 同上」

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るも

のも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

〔五・六 略〕

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補填対象額」という。）から、自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

〔一 略〕

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

〔削る〕

三 次イ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信業務収支表（以下「第一号基礎的電気通信業務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四 次イ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 第一号基礎的電気通信業務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔削る〕

のも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（次号において「合算算定対象加入者回線」という。）に係る加入者回線単価を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

〔五・六 同上〕

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該業務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

三 法第九十九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔同上〕

イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信業務収支表（以下「第一号基礎的電気通信業務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔同上〕

イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 第一号基礎的電気通信業務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六 次イ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

[2~4 略]

(支援機関に届け出る事項)

第七条 法第九十二条第二項の総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

〔一 略〕

二 収容局ごとの法第九十二条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三・四 略〕

五 施行規則第十四条第二号イ及びロのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節 削除

第八条 削除

イ 法第九十二条第二項の原価が、第九十二条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十二条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

[2~4 同上]

(支援機関に届け出る事項)

第七条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 収容局ごとの法第九十二条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る原価

〔三・四 同上〕

五 施行規則第十四条第二号イ、ロ及びハのそれぞれに係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額

第二節 収益の額の算定

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の提出)

第八条 接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者であるものを除く。)は、支援機関の求めに応じて、年度ごとに、年度経過後三月以内に、次に掲げる事項について、別表第三第一及び第二により支援機関に提出するものとする。

一 前年度における第一種適格電気通信事業者が設置している電気通信設備との接続に関して当該第一種適格電気通信事業者ごとに負担した額(以下「負担額」という。)、通信量及び単価(以下「負担額等」という。)(当該接続により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。)

二 前年度における前号に規定する電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供を受ける契約に関する当該第一種適格電気通信事業者ごとの負担額等(当該卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限る。)

2 前項各号に掲げる事項について、接続電気通信事業者等(第一種適格電気通信事業者であるものを除く。)が、電気通信設備の接続又は卸電気通信役務の提供により第一種適格電気通信事業者が施行規則第十四条第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供することとなる場合のものに限り算出し、提出することができない場合には、これらに代えて、前年度におけるアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等と総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを、前年度における第一種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等と第二種公衆電話機から発信する通信に関する負担額等とをそれぞれ合計したものを算出して、別表第三第二及び第三により支援機関に提出することができる。

第九條 削除

(第一種交付金の額を算定するための収益の額の算出)

第九條 支援機関は、法第九條第二項に規定する収益の額（施行規則第十四條第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を加える方法により当該第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額を算定するための収益の額を算出するものとする。

- 一 前条第一項の規定による提出があった場合 同項の規定により提出された負担額
- 二 前条第二項の規定による提出があった場合 同項の規定により提出された負担額に、施行規則第十四條第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六條第二項の規定により提出された第七條第三号に規定する割合を、施行規則第十四條第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六條第二項の規定により提出された第七條第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額

(電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等の通知)

第十條 支援機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める負担額等を、当該第一種適格電気通信事業者ごと並びに施行規則第十四條第一号ロ並びに第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務ごとに、全ての接続電気通信事業者等（第一種適格電気通信事業者であるものを除く。）について合計し、年度経過後三月以内に、第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

- 一 第八條第一項の規定による提出があった場合 同項の規定により提出された負担額等
- 二 第八條第二項の規定による提出があった場合 同項の規定により提出された負担額等に、施行規則第十四條第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六條第二項の規定により提出された第七條第三号に規定する割合を、施行規則第十四條第二号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務にあっては第六條第二項の規定により提出された第七條第四号に規定する割合を乗じて算定した負担額等

(通信量等の記録)

第十三條 第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四條第一号及び第二号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならない。

[2] 同上

(設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定)

第十八條 設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六條の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三條第一項の規定により記録した通信量等及び第十條の規定により通知された負担額等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七條の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

附 則

[157] 同上

第十條 削除

(通信量等の記録)

第十三條 第一種適格電気通信事業者は、第一号基礎的電気通信役務原価を算定するため、前条第二項に規定する電気通信役務及び施行規則第十四條第一号、第二号及び第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務に係る通信量、回線数及び信号伝送機能の利用回数（以下「通信量等」という。）について、別表第四により記録しておかなければならない。

[2] 略

(設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価の算定)

第十八條 設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価は、年度ごとに、第十六條の規定により算定した設備管理部門の原価を基礎として、第十三條第一項の規定により記録した通信量等を用いて、総務大臣が通知する手順により算定した設備管理部門の原価に第十七條の三の規定により算定した第一種公衆電話機台数削減に係る設備管理部門の原価を加えることにより、第一号基礎的電気通信役務ごとに算定しなければならない。

附 則

[157] 略

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>【略】</p>	<p>【略】</p>	<p>平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一号第二項第四号の二に規定するものをいう。）を含む。以下この号において同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価</p>
------------	------------	--

【5・01 電】 別表第1（第6条関係） 法第108条第1項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

1 施行規則第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの	収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
			うち第一号公共電話機台数削減以外の原価	うち第一号公共電話機台数削減原価		
	小計					
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	小計					

8 【同上】

<p>【同上】</p>	<p>【同上】</p>	<p>平成十八年四月一日以降IP電話（電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第一号に掲げる固定電話番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価</p>
-------------	-------------	---

【5・01 電】 別表第1（第6条関係） 法第108条第1項の規定に係る第一号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第一号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

1 施行規則第14条第1号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの	収益の額	設備管理部門の第一号基礎的電気通信役務原価		設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価	第一号基礎的電気通信役務原価
			うち第一号公共電話機台数削減以外の原価	うち第一号公共電話機台数削減原価		
	小計					
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの					
	(2) 同号ロに掲げるもの					
	(3) 同号ハに掲げるもの					
	小計					

[注 略]

別表第2の2 (第6条関係) 第7条第3号及び第4号に規定する割合

[略]
[割る]

単位料金区域	第7条第4号に規定する割合 ()
--------	-------------------

注 市内通信及び離島特別通信ごとに記載することとし、()内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。
別表第3 削除

[注 同左]

別表第2の2 (第6条関係) 第7条第3号及び第4号に規定する割合

[同左]
第1表

単位料金区域	第7条第3号に規定する割合 ()
--------	-------------------

注 離島特別通信について記載することとし、()内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。
第2表

単位料金区域	第7条第4号に規定する割合 ()
--------	-------------------

注 市内通信及び離島特別通信ごとに記載することとし、()内には、割合を算定するために使用した通信量の種類を明記すること。
別表第3 (第8条関係)

第1 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額一覧表 (第8条第1項第1号及び第2号に掲げるものに限る。)

電気通信事業者名 _____)
(電気通信設備の接続等をしている第一種適格電気通信事業者名)

年度分
(単位 円)

	同号ロに掲げるもの	第8条第1項第1号に掲げるものの額	第8条第1項第2号に掲げるものの額	合計
1 施行規則第14条第1号に掲げるもの				
2 施行規則第14条第2号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの			
	(2) 同号ロに掲げるもの			
合計				

注 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、2の項の第8条第1項第1号に掲げるものの額の欄について、当該精算に係るものも含めて記載すること。

第2 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信役務の利用に関する負担額等明細表
電気通信事業者名 _____)

(電気通信設備の接続等を行っている第一種適格電気通信事業者名 _____)

年度分

(単位 回、秒、円)

第1表 施行規則第14条第1号ロに掲げるもの

	1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数に適用される額の単価	4 通信時間に適用される額の単価	5 負担した額
発信側端末の帰属する単位料金区域					
着信側端末の帰属する単位料金区域	(単位 回)	(単位 秒)	(単位 円)	(単位 円)	(単位 円)

注1 同一都道府県及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、ルーターインテリジェンスを用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信役務の利用となるものごとについて記載すること。

- 2 1の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する離島特例通信」とすること。
- 3 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）については、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。
- 4 卸電気通信役務の利用となるものの通信回数の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。
- 5 5の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的算出根拠を付すこと。

第2表 施行規則第14条第2号イに掲げるもの

	1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数 に適用され る額の単価	4 通信時間 に適用され る額の単価	5 負担した 額
単位料金区域	(単位 回)	(単位 秒)	(単位 円)	(単位 円)	(単位 円)

注1 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

2 発信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、リレーリンク機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信業務の利用となるものごとに記載することとし、発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの及び卸電気通信業務の利用となるものについては、それぞれアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。

3 2の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する市内通信」とすること。

4 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるものの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点及び相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）については、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

5 卸電気通信業務の利用となるものの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

6 5の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的な算出根拠を付すこと。

第3表 施行規則第14条第2号ロに掲げるもの

	1 通信回数	2 通信時間	3 通信回数 に適用され る額の単価	4 通信時間 に適用され る額の単価	5 負担した 額
発信側端末の帰属する単位料金区域	(単位 回)	(単位 秒)	(単位 円)	(単位 円)	(単位 円)
着信側端末の帰属する単位料金区域					

注1 当該年度において、接続料規則第22条に規定する精算が行われた場合には、当該精算に係るものを別に記載すること。

2 同一都道府県内及び異なる都道府県間ごとに記載することとし、それぞれ発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの、着信側の中継交換機との接続となるもの、ルーテイング機能を用いて呼の転送を行うもの及び卸電気通信業務の利用となるもの（発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの及び卸電気通信業務の利用となるもの）については、さらにアナログ公衆電話機及びデジタル公衆電話機ごとに記載すること。

3 2の記載事項について、第8条第2項の事項を記載する場合には、標題を「第一種公衆電話機又は第二種公衆電話機から発信する離島特別通信」とすること。

4 発信側の加入者交換機との接続となるもの、発信側の中継交換機との接続となるもの、着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの各表の通信回数の欄については、発信側端末から相互接続点から着信側端末までの通信をそれぞれ1回とし、そのうち、発信側端末から相互接続点までの通信（着信側の加入者交換機との接続となるもの及び着信側の中継交換機との接続となるもの）については、相互接続点から着信側端末までの通信）について記載し、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

5 卸電気通信業務の利用となるもの通信回数の欄については、発信側端末から着信側端末までの通信を1回とし、通信時間の欄については、当該1回の通信回数に係る通信時間を合算すること。

6 5の欄の数値が、1の欄から4の欄までの数値を基礎として算定し難いものである場合には、その旨及び具体的な算出根拠を付すこと。

第3 施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る電気通信設備の接続及び卸電気通信業務の利用に関する負担額一覧表（第8条第2項に掲げるものに限る。）

電気通信事業者名

(電気通信設備の接続等をして第一種通格電気通信事業者名)

年度分
(単位 円)

	第8条第2項に掲げるものの額 (電気通信設備の接続に関する負担額に限る。)	第8条第2項に掲げるものの額 (卸電気通信業務の利用に関する負担額に限る。)	合計
1 アナログ電 固定端末系伝送			

[表略]
 [注 略]
 第3表
 [表略]
 第2
 第1表

回線数記録 都道府県別回線数		年度未現在	
都道府県	[略]	ATM専用線中心式回線数	ダイヤル又固定電話回線数

[注1・2 略]
 [第2表～第7表 略]
 [第3 略]
 別表第9の4 (第17条の2関係)

費用区分	算 定 方 式
撤去費用	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>

[表同左]
 [注 同左]
 第4表
 [表同左]
 第2
 第1表

回線数記録 都道府県別回線数		年度未現在	
都道府県	[同左]	ATM専用線中心式回線数	

[注1・2 同左]
 [第2表～第7表 同左]
 [第3 同左]
 別表第9の4 (第17条の2関係)

費用区分	算 定 方 式
撤去費用	<p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るものうち施行規則第14条第2号ロに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号ロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p> <p>メタルケーブルに係るものうち施行規則第14条第2号イに係るもの</p> <p>第一種公衆電話機台数削減に係る撤去に要した費用×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>

	<p>該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>	<p>該第一種適格電気通信事業者の通信量比率 リース契約の解除に要した費用のうち施行規則第14条第2号ハに係るもの リース契約の解除に要した費用×施行規則第14条第2号ハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>
<p>除去損</p>	<p>施行規則第14条第2号イに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>	<p>施行規則第14条第2号イに係るもの 別表第9の3において整理した撤去された時点での資産額×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>
<p>管理共通費</p>	<p>施行規則第14条第2号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信業務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種公衆電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>	<p>施行規則第14条第2号イに係るもの 電気通信事業会計規則別表第2様式第14の規定する基準により配賦した第一号基礎的電気通信業務に係る共通費及び管理費を同基準によるほか、適正な基準により配賦して算出した第一種公衆電話機台数削減に係る管理費及び共通費（以下「管理共通費」という。）×施行規則第14条第2号イに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率</p>

別表第9の5 (第17条の2関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

[略]

対象区分	対象業務	地域名			合計		
		金額	件数	平均費用	金額	件数	平均費用
公衆電話 機端未及 びこれの 附属設備 撤去費用	端末設備撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			特殊工事を含まない場合	施行規則第14条第2号イに係るもの			
			特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの			
公衆電話ボックス 等撤去費用	特殊工事を含まない場合	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの			
メタルケーブル撤去費用	キヤビネット等撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの			

別表第9の5 (第17条の2関係)

第一種公衆電話機台数削減に係る区分別費用明細表

[同左]

対象区分	対象業務	地域名			合計		
		金額	件数	平均費用	金額	件数	平均費用
公衆電話 機端未及 びこれの 附属設備 撤去費用	端末設備撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			特殊工事を含まない場合	施行規則第14条第2号イに係るもの			
			特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ハに係るもの			
公衆電話ボックス 等撤去費用	特殊工事を含まない場合	施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ハに係るもの			
メタルケーブル撤去費用	キヤビネット等撤去費用	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの					
			特殊工事を含む場合	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの			

廃棄物処理費用	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの									廃棄物処理費用	施行規則第14条第2号ハに係るもの 施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの 施行規則第14条第2号ハに係るもの									
その他撤去に係る費用	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの									その他撤去に係る費用	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの									
除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの メタルケーブルに係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの								除去損	公衆電話機端末及びこれの附属設備に係るもの メタルケーブルに係るもの	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの								
管理共通費	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの									管理共通費	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの									
合計	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの									合計	施行規則第14条第2号イに係るもの 施行規則第14条第2号ロに係るもの									

合計									
備考									

【注1～5 略】

6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ及びロに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第10（第19条関係）

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	【略】
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価 (2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価 施行規則第14条第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの	【略】
【略】				
(4)		代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの	施行規則第14条第2号イ及び
(5)		販売サポート部門に	施行規則第14条第2号イ及び	

合計		2号ハに係るもの							
備考									

【注1～5 同左】

6 「備考」の項目には、当該年度の施行規則第14条第2号イ、ロ及びハに係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量対第一種公衆電話機に係る当該第一種適格電気通信事業者の通信量比率をそれぞれ記載し、前年度以前に撤去した端末設備を設置していた公衆電話ボックス等を当該年度に撤去した場合はその台数を記載すること。

別表第10（第19条関係）

設備利用部門の第一号基礎的電気通信役務原価明細表

1 科目	2 科目内訳	3 科目内訳の内容	4 控除対象原価の内容	【同左】
一 営業費	イ 注文獲得費	(1) 窓口又は電話受付部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付又は割引サービス等の受付若しくは販売に係る原価 (2) 販売部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価 施行規則第14条第1号イ及びハに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、当該第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの	【同左】
【同左】				
(4)		代理店営業部門における加入電話の新規申込み、移転等の取次ぎ又は割引サービス等の取次ぎ若しくは販売に係る原価	施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る原価並びに同条第1号イ及びハに規定する第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動に係るもの	施行規則第14条第1号ロに規
(5)		販売サポート部門に	施行規則第14条第1号ロに規	

		における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価	に規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの（報奨金に係るものを除く。）以外のもの
	注文履歴	【略】	【略】
	行費	(3) 通話に係るデータの蓄積若しくは料金の計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原価	施行規則第14条第2号イに規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価のうち、割引通話に係る原価
	【略】	【略】	【略】
三	管理共 通費	【略】	【略】
	イ	【略】	【略】
	営業管 理費	(3) 営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価
		【略】	【略】
		(13) 三の科目(1)から(2)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価(14)及び(15)に掲げるものを除く。)【略】	施行規則第14条第1号、第2号及び第4号に規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価
	【略】	【略】	【略】

注 1 施行規則第14条第1号イ及びロ、第2号イ及びロ並びに第4号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信業務ごとに記載すること。ただし、同号イに規定する第一号基礎的電気通信業務に係る5、6及び7の欄については、同条第1号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るこれらの項の原価等の算出において、ワイヤレス固定電話加入者回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るアナログ加入者回線とみな

		における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価	に規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価並びに同条第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの（報奨金に係るものを除く。）以外のもの
	注文履歴	【同左】	【同左】
	行費	(3) 通話に係るデータの蓄積若しくは料金の計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原価	施行規則第14条第1号ロ並びに第2号イ及びロに規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価のうち、割引通話に係る原価
	【同左】	【同左】	【同左】
三	管理共 通費	【同左】	【同左】
	イ	【同左】	【同左】
	営業管 理費	(3) 営業部門業務に対する研修に係る原価	施行規則第14条第1号及び第2号に規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価のうち、割引通話に係る原価
		【同左】	【同左】
		(13) 三の科目(1)から(2)までに掲げる原価以外の管理共通費に係る原価(14)及び(15)に掲げるものを除く。)【同左】	施行規則第14条第1号及び第2号に規定する第一号基礎的電気通信業務に係る原価
	【同左】	【同左】	【同左】

注 1 施行規則第14条第1号イからハマまで及び第2号イからハマまでに規定する第一号基礎的電気通信業務ごとに記載すること。

<p>として算出した額のうち、ワイヤレス固定電話加入者回線に相当するものを記載すること。 [2～5 略]</p>	<p>[2～5 同左]</p>
---	-----------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の一部改正)

第三条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成十八年総務省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>附則 〔1 略〕</p> <p>2 削除</p> <p>〔3 略〕 (検討)</p> <p>4 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、改正後の電気通信事業法施行規則及び改正後の算定規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>附則 〔1 同上〕 (経過措置)</p> <p>2 改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第十四条第一号ロのアナログ電話用設備に係る離島特例通信に関しては、当分の間、新施行規則第三章の規定及び改正後の算定規則（以下「新算定規則」という。）の規定は、適用しない。</p> <p>〔3 同上〕 (検討)</p> <p>4 総務大臣は、この省令の施行後三年を目途として、新施行規則及び新算定規則の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。</p>

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部改正）
第四条 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附則

(補填対象額の算定等の特例)

第二条 令和四年度及び令和五年度の第一号基礎的電気通信業務の提供に係る第一種交付金の額を算定する場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信業務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(以下「新規則」という。)第十五条第三項及び第四項、第十六条、第十七条並びに第十八条の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条 二 加入者回線単価 収容局ごとの法第

百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信業務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る原価をいい、ワイヤレス固定電話加入者回線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。次号において「対象原価」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

「三 略」

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。)に係る加入者回線単価を合算したものであって、各第一種

附則

(補填対象額の算定等の特例)

第二条 第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における電気通信事業法(以下「法」という。)第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間において、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(平成三十一年総務省令第十三号)附則第五条第一項に規定する方法により当該接続料を算定した場合には、この省令による改正後の第一号基礎的電気通信業務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(以下「新規則」という。)第十五条第三項及び第四項並びに第十六条から第十八条までの規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる新規則の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条 二 加入者回線単価 収容局ごとの法第

百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信業務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(法第百九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る原価をいう。次号において「対象原価」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

「三 同上」

四 算定対象原価 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線(次号において「合算算定対象加入者回線」という。)に係る加入者回線単価を合算したものであって、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。

「二・三 同上」

四 加入者回線単価(一) 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信業務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(第一号基礎的電気通信業務原価(一)のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る原価をいう。第六号において「対象原価(一)」という。)を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。

「三 同上」

五 加入者回線単価(二) 収容局ごとの法第百八条第一項の指定に係る第一号基礎的電気通信業務の提供に要するアナログ電話用設備である固定端末系伝送路設備に係る原価(第一号基礎的電気通信業務原価(二)のうち施行規則第十四条第一号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係る原価をいう。第七号において「対象原価(

<p>第五 第一項</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た額</p>	<p>。適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔五・六 略〕</p>
<p>第一号に掲げる額に「第一号基礎的電気通信業務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するもの</p>	<p>線を含む収容局にあつては、当該回線を同号イに規定する第一号基礎的電気通信業務の提供に係るアナログ加入者回線とみなして算出したものをいう。第七号において「対象原価（二）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。 〔六・七 略〕</p> <p>八 算定対象原価（一） 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであつて、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価（二） 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであつて、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔十・十三 略〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔五・六 同上〕</p> <p>（二）」という。）を当該収容局のアナログ加入者回線の数で除して得た額をいう。</p> <p>〔六・七 同上〕</p> <p>八 算定対象原価（一） 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであつて、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。</p> <p>九 算定対象原価（二） 全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価（二）が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線（第十一号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。）に係る加入者回線単価（二）を合算したものであつて、各第一種適格電気通信事業者に係るものをいう。 〔十・十三 同上〕</p> <p>第一号に掲げる額に「第一号交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を</p>

	<p>【一】略</p> <p>二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一号基礎的電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各第一号基礎的電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>【削る】</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ロ 施行規則四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的</p>
<p>をいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額</p>	<p>一 次に掲げる額を合算して得た額</p> <p>【一】略</p> <p>ロ 第一号基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一号基礎的電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各第一号基礎的電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>【削る】</p> <p>ハ 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額</p> <p>(1) 第一号基礎的電気通信役務原価（一）が、別表第一に記載した収</p>
	<p>【一】同上</p> <p>二 法第九十九条第二項の原価のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>【削る】</p> <p>三 法第九十九条第二項の原価（施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>【同上】</p> <p>四</p> <p>イ 法第九十九条第二項の原価が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>ロ 施行規則四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的</p>
<p>改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第二項の特定比率をいう。以下この項において同じ。）を減じた比率を乗じることにより算定した額に、第二号に掲げる額に当該特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定した額</p>	<p>【同上】</p> <p>【一】同上</p> <p>ロ 第一号基礎的電気通信役務原価（一）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであって、算定対象加入者回線（一）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価</p> <p>【削る】</p> <p>ハ 第一号基礎的電気通信役務原価（一）（施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額</p> <p>【同上】</p> <p>ニ</p> <p>(1) 第一号基礎的電気通信役務原価（一）が、第九条に規定する方法</p>

電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

四|| 次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第九十九条第二項の原価が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔削る〕

益の額を上回る場合の当該上回る額

二|| (2) 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

二|| 次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

(1) 第一号基礎的電気通信役務原価(一)が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

〔削る〕

電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

五|| 「同上」

イ 法第九十九条第二項の原価が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

ロ 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六||

次のイ及びロに掲げる額（施行規則第十四条第二号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

イ 法第九十九条第二項の原価が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 施行規則第四十条の五の規定により総務大臣に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

六|| 「同上」

(1) 第一号基礎的電気通信役務原価(一)が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(1) 第一号基礎的電気通信役務原価(一)が、第九十九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九十九条に

二 次に掲げる額を合算して得た額

「イ 略」

ロ 第一号基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、全てのアナログ加入者回線のうち他の第一種適格電気通信事業者に係るものも含めて加入者回線単価が最高額のものから千分の四十九の範囲に属するアナログ加入者回線であつて各第一種適格電気通信事業者に係るものに対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

「削る」

ハ

次の(1)及び(2)に掲げる額（施行規則第十四条第二号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）のいずれか低い額

(1) 第一号基礎的電気通信役務原価（二）が、別表第一に記載した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、別表第一

規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

二 「同上」

「イ 同上」

ロ 第一号基礎的電気通信役務原価（二）のうち施行規則第十四条第一号ハに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものであつて、算定対象加入者回線（二）に対応した当該役務の提供に要する交換設備と警察機関、海上保安機関又は消防機関が指定する場所との間に設置する電気通信回線に係る原価

ハ

第一号基礎的電気通信役務原価（二）（施行規則第十四条第一号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものに限る。）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

二 「同上」

(1) 第一号基礎的電気通信役務原価（二）が、第九条に規定する方法により算出した収益の額を上回る場合の当該上回る額

(2) 第一号基礎的電気通信役務収支表の第一表に記載した営業費用の額に別表第一の二に記載した合計の額を加えて得た額が、第九条に

番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものを含む。）において同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価

番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話（ワイヤレス固定電話（電気通信事業報告規則第一条第二項第四号の二に規定するものを含む。）及び次号イにおいて同じ。）の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価（一）

【略】

【略】

【同上】

【同上】

番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価

番号を使用するものに限る。以下「IP電話」という。）に移行したアナログ加入者回線を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算した算定対象原価（一）

【略】

【同上】

別表第一	設備管理部門の第一号基礎的電気通信 業務原価	うち第一種公衆 電話機台数削減 以外の費用	うち第一種公衆 電話機台数削減 費用	設備管理部門の第一号基礎的電気通信 業務原価（一）	うち第一種公衆 電話機台数削減 以外の費用	うち第一種公衆 電話機台数削減 費用	設備管理部門の第一号基礎的電気通信 業務原価（二）	うち第一種公衆 電話機台数削減 以外の費用	うち第一種公衆 電話機台数削減 費用

別表第一	設備管理部門の第一号基礎的電気通信 業務原価	うち第一種公衆 電話機台数削減 以外の費用	うち第一種公衆 電話機台数削減 費用	設備管理部門の第一号基礎的電気通信 業務原価（一）	うち第一種公衆 電話機台数削減 以外の費用	うち第一種公衆 電話機台数削減 費用	設備管理部門の第一号基礎的電気通信 業務原価（二）	うち第一種公衆 電話機台数削減 以外の費用	うち第一種公衆 電話機台数削減 費用

		線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
メタル回線収容装置等（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	<p>【略】</p> <p>メタル回線収容装置</p> <p>メタル回線収容装置用レイヤ 2スイッチ（以下「メタル回線収容装置用L2SW」という。）</p>	<p>収容局に設置するもの（<u>アナログ局内回線収容部及び総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。</u>）</p> <p>収容局に設置するもの</p>
メタル回線収容装置等に 係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	<p>【略】</p> <p>アナログ局内回線収容部</p>	<p>【略】</p> <p>き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～メタル回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの</p>
	<p>【略】</p> <p>主配線盤</p> <p>光ケーブル成端架</p>	<p>メタル回線収容装置等に属する部分に限る。</p> <p>メタル回線収容装置等に属する部分に限る。</p>
閉門系ルータ以外の共用コア	【略】	【略】

		ク間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
収容ルータ（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	<p>【同左】</p> <p>音声収容装置</p> <p>音声収容装置用レイヤ 2スイッチ（以下「音声収容装置用L2SW」という。）</p> <p>コールサーバ（以下「CS」という。）</p> <p>総合デジタル通信回線収容交換機</p> <p>総合デジタル通信回線収容交換機用データベース（以下「総合デジタル通信回線収容交換機用DB」という。）</p>	<p>収容局に設置するもの（<u>アナログ局内回線収容部を除く。</u>）</p> <p>収容局に設置するもの</p> <p>コア局に設置するもの</p> <p>収容局に設置するもの（総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。）</p> <p>収容局に設置するもの</p>
収容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	<p>【同左】</p> <p>アナログ局内回線収容部</p>	<p>【同左】</p> <p>き線点遠隔収容装置～<u>収容ルータ</u>間に設置するもの</p> <p>加入者側終端装置～<u>収容ルータ</u>間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの</p>
	<p>【同左】</p> <p>主配線盤</p> <p>光ケーブル成端架</p>	<p>収容ルータに属する部分に限る。</p> <p>収容ルータに属する部分に限る。</p>
共用コアルータ	【同左】	【同左】

ルータ	コア局用レイヤ2スイッチ（以下「コア局用L2SW」という。）	コア局に設置するもの
中継系伝送路設備であって、メタル回線収容装置等と専門系ルータ以外の共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備の両端に対して設置される伝送装置等を含む。）	コア局に設置するもの	コア局に設置するもの
光ケーブル成端架	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
海底光ケーブル	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
海底中間中継伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線伝送装置	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
インタフェース変換装置	音声収容ルータ又は共用収容	音声収容ルータ又は共用収容

中継系伝送路設備等であって、 <u>収容ルータと共用コアルータとの間に設置されるもの（中継系伝送路設備等の両端に</u> 対向して設置される伝送装置等を含む。）及び共用コアルータと他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	コア局用レイヤ2スイッチ（以下「コア局用L2SW」という。）	コア局に設置するもの
	メデアプゲートウェイ（以下「MGW」という。）	コア局に設置するもの
	メデアプゲートウェイコントローラ（MGWを制御する装置。以下「MGC」という。）	コア局に設置するもの
光ケーブル成端架	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
伝送装置	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中間中継伝送装置	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
中継系光ケーブル	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
海底光ケーブル	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
海底中間中継伝送装置	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
無線伝送装置	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの
インタフェース変換装置	収容ルータ～共用コアルータ	収容ルータ～共用コアルータ

	ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]		間に設置するもの [同左]
無線アンテナ	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]	無線アンテナ	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [同左]
無線鉄塔	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]	無線鉄塔	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [同左]
衛星通信設備	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]	衛星通信設備	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [同左]
中継系電柱	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]	中継系電柱	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [同左]
中継系管路	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]	中継系管路	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [同左]
中継系中口径管路	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]	中継系中口径管路	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [同左]
中継系共同溝	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]	中継系共同溝	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [同左]
中継系とう道	音声収容ルータ又は共用収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [略]	中継系とう道	収容ルータ～共用コアルータ間に設置するもの [同左]
コアルサーバ (以下「CS」)	コアルサーバに設置するもの [略]	コアルサーバ (以下「CS」)	コアルサーバに設置するもの [同左]
信号用伝送路設備及び信号用		信号用伝送路設備及び信号用	

	という。)	
閉門系ルータ	閉門系ルータ	相互接続局に設置するもの
	相互接続局用レイヤ2スイッチ(以下「相互接続局用L2SW」という。)	相互接続局に設置するもの
セッションボードコントローラ	セッションボードコントローラ(以下「SBC」という。)	相互接続局に設置するもの
ENUMサーバ	ENUMサーバ	相互接続局に設置するもの
IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
都道府県区域間伝送路設備	都道府県区域間伝送路設備	共用コアルータ～閉門系ルータ間に設置するもの

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
[略]	
無形固定資産(ソフトウェアを除く。)	無形固定資産(ソフトウェアを除く。)

附則別表第2(附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

[略]

設備区分	算定方法
音声収容ルータ	<p>1 音声収容ルータの設置基準 収容局であって、収容回線に光地域IP回線が含まれないものはコア局との間の伝送(離島設備の適用区間に限る。)を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの(以下「離島局1」という。)には、音声収容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。</p> <p>ア <u>メタル回線収容装置用L2SW対向IGポート数、OLT(光回線終端装置をいう。以下同じ。)</u>対向IGポート数(当該局が離島局の場合に限る。)、ADSL地域IPIGポート数及び音声収容ルータPTN(パケット伝送装置をいう。以下同じ。)対向IGポート数の合計を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタ</p>

中継交換機	以下「SGW」という。)	
	信号用中継交換機	

第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
[同左]	
無形固定資産(ソフトウェアを除く。)	無形固定資産

附則別表第2(附則第3条関係) 正味固定資産価額算定方法

[同左]

設備区分	算定方法
音声収容ルータ	<p>1 音声収容ルータの設置基準 収容局であって、収容回線に光地域IP回線が含まれないものはコア局との間の伝送(離島設備の適用区間に限る。)を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容ルータを設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア <u>音声IGポート数、ADSL地域IPIGポート数及び音声収容ルータPTN(パケット伝送装置をいう。以下同じ。)</u>対向IGポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1ユニット当たり最大インタフェース数で除したものの(1に満たない端数</p>

フエース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

イ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域LPサービス、光IP電話及び光地域IPサービス（当該局が離島局の場合に限る。）の最繁時帯域の合計を音声収容ルーターの最繁時帯域とし、これを音声収容ルーター収容率及び音声収容ルーター1ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域LPサービス、光IP電話及び光地域IPサービス（当該局が離島局の場合に限る。）の最繁時パケット数の合計を音声収容ルーターの最繁時パケット数とし、これを音声収容ルーター収容率及び音声収容ルーター1ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(2) (1)の音声収容ルーターユニット数に音声収容ルーター冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルーターユニット数とし、データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルーターユニット数とする。

③ (1)アの音声収容ルーターPTN対向IGポート数からデータ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系音声収容ルーターPTN対向IGポート数とする。

④ (1)アのメタル回線収容装置用L2SW対向IGポート数及び③のメタルIP音声系音声収容ルーターPTN対向IGポート数の合計に音声収容ルーター冗長化係数を乗じたものを当該局のメタルIP音声系冗長化後音声収容ルーターインタフェース数とする。

3 投資額の算定

次の算定式により局ごと音声収容ルーター投資額を求め、全ての局

は、切り上げるものとする。）

イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域（最繁時呼量に1接続当たり音声帯域及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにADSL地域LPサービスの最繁時呼量帯域の合計を音声収容ルーターの最繁時呼量帯域とし、これを音声収容ルーター収容率及び音声収容ルーター1ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数（最繁時呼量に1接続1秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにADSL地域LPサービスの最繁時呼量パケット数の合計を音声収容ルーターの最繁時呼量パケット数とし、これを音声収容ルーター収容率及び音声収容ルーター1ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

(2) (1)の音声収容ルーターユニット数に音声収容ルーター冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルーターユニット数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルーターユニット数とする。

【新設】

③ (1)アの音声収容ルーターインタフェース数に音声収容ルーター冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルーターインタフェース数とし、ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルーターインタフェース数とする。

3 投資額の算定 【同左】

	<p>について当該投資額を合算し、音声収容ルーター投資額を算定する。</p> <p>局ごと音声収容ルーター投資額</p> <p>=<u>マルチIP音声系冗長化後音声収容ルーターユニット数</u>×<u>音声収容ルーターユニット単価</u></p> <p>+<u>マルチIP音声系冗長化後音声収容ルーターインタフェース数</u>×<u>音声収容ルーターインタフェース単価</u></p> <p>+<u>マルチIP音声系冗長化後音声収容ルーターユニット数</u>×<u>音声収容ルーターソフトウェア単価</u></p>
<p>共用収容ルーター</p>	<p>【1】 略]</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 共用収容ルーター設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルーターのユニット数のうち最大ものを当該局の共用収容ルーターユニット数とする。</p> <p>ア 共用収容ルーター1Gインタフェース数 (<u>マルチ回線収容装置用LSW対向1Gポート数</u>、<u>OLT対向1Gポート数</u>及び<u>ビADM地域IP1Gポート数の合計</u>)を共用収容ルーター1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルーター1Gボード数とし、これを共用収容ルーター1ユニット当たり最大1Gボード数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用収容ルーター10Gインタフェース数 (共用収容ルーターCWDM (波長分割多重装置をいう。以下同じ。)対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。))及び共用収容ルーター共用コア局対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。))の合計)を共用収容ルーター10Gボード当たり最大収容インタフェース数から共用収容ルーター間渡り10Gインタフェース数を減じたもので除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルーター10Gボード数とし、これを共用収容ルーター1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>ウ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙帯域の合計を共用収容ルーターの最繁忙帯域とし、これを共用収容ルーター収容率及び共用収容ルーター1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p>
	<p>局ごと音声収容ルーター投資額</p> <p>=<u>音声系冗長化後音声収容ルーターユニット数</u>×<u>音声収容ルーターユニット単価</u></p> <p>+<u>音声系冗長化後音声収容ルーターインタフェース数</u>×<u>音声収容ルーターインタフェース単価</u></p> <p>+<u>音声系冗長化後音声収容ルーターユニット数</u>×<u>音声収容ルーターソフトウェア単価</u></p>
<p>共用収容ルーター</p>	<p>【1】 同左]</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア 共用収容ルーター1Gインタフェース数 (音声1Gポート数及びADSL地域IP1Gポート数の合計)を共用収容ルーター1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルーター1Gボード数とし、これを共用収容ルーター1ユニット当たり最大1Gボード数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用収容ルーター10Gインタフェース数 (光地域IP10Gポート数、共用収容ルーターCWDM (波長分割多重装置をいう。以下同じ。)対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。))、共用収容ルーター共用コア局対向10Gポート数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。))及び共用収容ルーター間渡り10Gポート数の合計)を共用収容ルーター10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用収容ルーター10Gボード数とし、これを共用収容ルーター1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>ウ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス(共用収容ルーターに収容するものに限る。)の最繁忙帯域の合計を共用収容ルーターの最繁忙帯域とし、これを共用収容ルーター収容率及び共用収容ルーター1ユニット当たり最大処理最</p>

する。)

エ アナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域 I Pサービス、光 I P電話及び光地域 I Pサービスの最繁忙パケット数の合計を共用収容ルータの最繁忙パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)アのメタル回線収容装置用 L 2 SW 対向 I G ポート数を冗長化考慮したものをメタル I P 音声系冗長化後共用収容ルータ I G イントラフェース数とする。

(3) (1)アの共用収容ルータ I G ボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ I G ボード数とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比及びポート数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後共用収容ルータ I G ボード数とする。

(4) (1)イの共用収容ルータ 10G イントラフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ 10G イントラフェース数とし、データ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後共用収容ルータ 10G イントラフェース数とする。

(5) (1)イの共用収容ルータ 10G ボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ 10G ボード数とし、データ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後共用収容ルータ 10G ボード数とする。

(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。

繁忙呼量帯域で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

エ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量パケット数並びに ADSL 地域 I P サービス及び光地域 I P サービス (共用収容ルータに収容するものに限る。) の最繁忙呼量パケット数の合計を共用収容ルータの最繁忙呼量パケット数とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) (1)アの音声 I G ポート数を冗長化考慮したものを音声系冗長化後共用収容ルータ I G イントラフェース数とする。

(3) (1)アの共用収容ルータ I G ボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ I G ボード数とし、ADSL 地域 I P サービスに係るもの (ポート数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ I G ボード数とする。

(4) (1)イの共用収容ルータ 10G イントラフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ 10G イントラフェース数とし、これから光地域 I P 10G ボード数相当分を減じ、ADSL 地域 I P サービス及び光地域 I P サービス (共用収容ルータに収容するものに限る。) に係るもの (最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ 10G イントラフェース数とする。

(5) (1)イの共用収容ルータ 10G ボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ 10G ボード数とし、ADSL 地域 I P サービス及び光地域 I P サービス (共用収容ルータに収容するものに限る。) に係るもの (イントラフェース数比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータ 10G ボード数とする。

(6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、ADSL 地域 I P サービス及び光地域 I P サービス (共用収容ルータに収容するものに限る。) に係るもの (最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後共用収容ルータユニット数とする。

	<p>容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) <u>メタル回線収容装置 (回線収容部) 投資額</u> $\begin{aligned} & \text{アナログ電話用ポート数} \times \text{アナログ電話用ポート単価} \\ & + \text{第一種総合デジタル通信サービス用ポート数} \times \text{第一種} \\ & \quad \text{総合デジタル通信サービス用ポート単価} \\ & + \text{第二種総合デジタル通信サービス用ポート数} \times \text{第二種} \\ & \quad \text{総合デジタル通信サービス用ポート単価} \end{aligned}$</p> <p>(2) <u>メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額</u> $= \text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ユニット単価}$</p> <p>(3) <u>メタル回線収容装置 (ユニット部ソフトウェア) 投資額</u> $= (\text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ソフトウェア単価})$ $+ \text{メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額}$</p> <p>(4) <u>局ごとメタル回線収容装置投資額</u> $= \text{メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額} + \text{メタル回線収容装置 (ユニット部ソフトウェア) 投資額}$</p>
<p>メタル回線収容装置用 L2SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用 L2SW ユニット数とする。</p> <p>ア メタル回線収容装置 100M インタフェース数をメタル回線収容装置用 L2SW ポート収容率で除したものをメタル回線収容装置用 L2SW 100M インタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用 L2SW 1 ユニット当たり最大インタフェース数からメタル回線収容装置用 L2SW 1 ユニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙呼量に 1 接続 1 秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用 L2SW 収容率及びメタル回線収容装置用 L2SW 最大処理最繁忙パケット数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1) のメタル回線収容装置用 L2SW ユニット数にメタル回線収容装置用 L2SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メ</p>
	<p>(1) <u>音声収容装置 (回線収容部) 投資額</u> $= \text{音声収容装置ラインカード数} \times \text{音声収容装置ラインカード単価}$</p> <p>(2) <u>音声収容装置 (ユニット部) 投資額</u> $= \text{音声収容装置シェルフ数} \times \text{音声収容装置シェルフ単価} + \text{音声収容装置架数} \times \text{音声収容装置架単価}$</p> <p>(3) <u>音声収容装置 (ソフトウェアユニット部相当) 投資額</u> $= (\text{音声収容装置シェルフ数} \times \text{音声収容装置ソフトウェア単価}) \times \text{音声収容装置 (ユニット部) 投資額} \div (\text{音声収容装置 (回線収容部) 投資額} + \text{音声収容装置 (ユニット部) 投資額})$</p> <p>(4) <u>局ごと音声収容装置投資額</u> $= \text{音声収容装置 (ユニット部) 投資額} + \text{音声収容装置 (ソフトウェアユニット部相当) 投資額}$</p>
<p>音声収容装置用 L2SW</p>	<p>1 音声収容装置用 L2SW の設置基準</p> <p>収容局に設置する音声収容装置シェルフ数が 3 以上の場合には、当該局には音声収容装置用 L2SW を設置する。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>(1) 音声収容装置用 L2SW 設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音声収容装置用 L2SW ユニット数とする。</p> <p>ア 音声収容装置シェルフ数及び収容ルータユニット数の合計を音声収容装置用 L2SW ポート収容率及び音声収容装置用 L2SW 1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>イ アナログ電話の最繁忙呼量に 1 接続当たり音声パケット数を乗じ、音声収容装置用 L2SW ポート収容率及び音声収容装置用 L2SW 最大処理最繁忙パケット数で除したものを (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。</p> <p>(2) (1) の音声収容装置用 L2SW ユニット数に音声収容装置用 L2SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容装置用 L2SW ユニット数とする。</p>

	<p>タル回線収容装置用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)のメタル回線収容装置用L2SWユニット数にメタル回線収容装置用L2SW1ユニット当たり音声収容ルータ接続数及びメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数とする。</p> <p>(4) (1)アのメタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数にメタル回線収容装置用L2SW冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線収容装置用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとメタル回線収容装置用L2SW投資額</p> $= \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SWユニット数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SWユニット単価}$ $+ \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SW100Mインタフェース単価}$ $+ \text{冗長化後メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用L2SW1Gインタフェース単価}$
	<p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと音声収容装置用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごと音声収容装置用L2SW投資額</p> $= \text{冗長化後音声収容装置用L2SWユニット数} \times \text{音声収容装置用L2SWユニット単価}$
CS	<p>1 CSの設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCS収容アナログ電話回線数とし、これをCS収容率及びCS1ユニット当たり最大処理回線数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該区域に属する局ごとCSユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCSユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後CSユニット数とする。</p> <p>2 CS用データベース(以下「CS用DB」という。)の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、アナログ電話の最繁忙時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごとCSアナログ電話最繁忙時呼数とし、これをCS用DB収容率及びCS用D</p>

	<p>総合デジタル通信回線収容交換機</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び総合デジタル通信用ボード1枚当たり最大収容回線数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のサービスごと総合デジタル通信用ボード数とする。</p> <p>(2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりスロット数で除したものを(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機投資額を算定する。</p> <p>(1) サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機(回線収容部)投資額</p> <p>＝当該サービス総合デジタル通信用ボード数×当該サービス総合デジタル通信用ボード単価</p> <p>(2) 総合デジタル通信回線収容交換機(ユニット部)投資額</p> <p>＝総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル</p>

消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。</p>
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、<u>当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局</u></p>
総合デジタル通信回線収容交換機用D B	<p>1 設備量の算定</p> <p>収容局ごとに、総合デジタル通信サービスの最繁忙呼数を総合デジタル通信回線収容交換機用D Bの収容率及び1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額を算定する。</p> <p>局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額 = 冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数 × 総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット単価</p>
	<p>タル通信回線収容交換機ユニット単価</p> <p>(3) 総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額 = (総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価) × 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額</p> <p>÷ (総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額)</p> <p>(4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額 = 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額</p>

	<p>〔2〕 略</p> <p>〔2 略〕</p>
<p>〔同左〕</p>	<p>につき消防警察トランプ数を1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランプ数を1加算する。</p> <p>〔2〕 同左]</p> <p>〔2 同左]</p>
<p>〔略〕</p>	<p>き線点遠隔収容装置</p> <p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区）</p> <p>就業者自県案分率（県、調査区）＝就業者数（県、調査区）÷総就業者数（調査区）</p> <p>〔1）・〔2〕 略]</p> <p>〔3〕 <u>住宅用光地域 I P 回線数</u></p> <p>＝局ごと住宅用光地域 I P 回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計</p> <p>×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率</p> <p>〔4〕 <u>事務用光地域 I P 回線数</u></p> <p>＝局ごと事務用光地域 I P 回線数÷調査区ごと就業者数の局ごと合計</p> <p>×調査区ごとの就業者数×世帯自県案分率</p> <p>〔5）～〔13〕 〔略〕</p> <p>〔2～4 略]</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> <p>＝（き線点遠隔収容装置ユニット数×（き線点遠隔収容装置ユニット単価＋き線点遠隔収容装置ユニット災害対策増分単価）</p> <p>＋専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価）×</p> <p>き線点遠隔収容装置回線数</p> <p>÷（き線点遠隔収容装置回線数＋専用線遠隔収容装</p>
<p>き線点遠隔収容装置</p> <p>1 回線数の算定</p> <p>〔同左]</p>	<p>〔1）・〔2〕 同左]</p> <p>〔新設]</p> <p>〔新設]</p> <p>〔3）～〔13〕 〔同左]</p> <p>〔2～4 同左]</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>〔同左]</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額</p> <p>＝（き線点遠隔収容装置ユニット数×き線点遠隔収容装置ユニット単価</p> <p>＋専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価）×</p> <p>き線点遠隔収容装置回線数</p> <p>÷（き線点遠隔収容装置回線数＋専用線遠隔収容装</p>

	<p>置収容回線数)</p> <p>(2) 局ごとき線点速隔収容装置投資額</p> <p>＝き線点速隔収容装置ユニット数×(き線点速隔収容装置ユニット単価+き線点速隔収容装置ユニット災害対策増分単価)</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) <u>メタル回線収容装置の設備量の算定</u>において求めた<u>メタル回線収容装置ユニット数</u>を局ごとの<u>メタル回線収容装置ユニット数</u>とする。</p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局がき線点速隔収容装置ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点速隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>(1) <u>メタル回線収容装置 (総合デジタル通信サービス回線収容部) 投資額</u></p> <p>＝第一種総合デジタル通信サービス用ポート数×第一種総合デジタル通信サービス用ポート単価</p> <p>+第二種総合デジタル通信サービス用ポート数×第二種総合デジタル通信サービス用ポート単価</p> <p>(2) <u>メタル回線収容装置 (総合デジタル通信サービス回線収容部ソフトウェア) 投資額</u></p> <p>＝(メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウェア単価)</p> <p>×メタル回線収容装置 (総合デジタル通信サービス回線収容部) 投資額</p> <p>÷(メタル回線収容装置 (回線収容部) 投資額+メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> <p>＝き線点速隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数</p> <p>×き線点速隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価</p> <p>+<u>メタル回線収容装置 (総合デジタル通信サービス回線</u></p>
総合デジタル通信局内回線終端装置	<p>置収容回線数)</p> <p>(2) 局ごとき線点速隔収容装置投資額</p> <p>＝き線点速隔収容装置ユニット数×<u>き線点速隔収容装置ユニット単価</u></p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 総合デジタル通信回線収容交換機の設備量の算定において求めた<u>総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数</u>を局ごとの<u>総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数</u>とする。</p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点速隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>[同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(1) <u>総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</u></p> <p>＝(総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価)</p> <p>×<u>総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額</u></p> <p>÷(総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資額+総合デジタル通信回線収容交換機 (ユニット部) 投資額)</p> <p>(2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</p> <p>＝き線点速隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数</p> <p>×き線点速隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価</p> <p>+<u>総合デジタル通信回線収容交換機 (回線収容部) 投資</u></p>

	<p>収容部) 投資額 <u>＋</u> <u>メタル回線収容装置 (総合デジタル通信サービス回線収容部ソフトウェア) 投資額</u></p>
アナログ局内回線収容部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) <u>メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニット数とする。</u></p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局が<u>き線点速隔収容装置</u>ごとに収容するアナログ電話回線数の合計を当該局の<u>き線点速隔収容装置収容アナログ電話回線数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。</p> <p><u>①</u> <u>メタル回線収容装置 (アナログ電話回線収容部) 投資額</u> ＝アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価</p> <p><u>②</u> <u>メタル回線収容装置 (アナログ電話回線収容部ソフトウェア) 投資額</u> ＝(メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウェア単価) ×<u>メタル回線収容装置 (アナログ電話回線収容部) 投資額</u></p> <p>÷ (メタル回線収容装置 (回線収容部) 投資額＋<u>メタル回線収容装置 (ユニット部) 投資額</u>)</p> <p><u>③</u> 局ごとアナログ局内回線収容部投資額 ＝<u>き線点速隔収容装置収容アナログ電話回線数</u> ×<u>き線点速隔収容装置アナログ電話回線単価</u> ＋<u>メタル回線収容装置 (アナログ電話回線収容部) 投資額</u> ＋<u>メタル回線収容装置 (アナログ電話回線収容部ソフトウェア) 投資額</u></p>
アナログ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定</p> <p>収容局ごとに、当該局が<u>き線点速隔収容装置</u>ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局の<u>き線点速隔収容装置収容回線数</u>とする。</p> <p>[2 略]</p>
[略]	

	<p>額 ＋<u>総合デジタル通信回線収容交換機 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</u></p>
アナログ局内回線収容部	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) <u>音声収容装置の設備量の算定において求めた音声収容装置シェルフ数</u>を局ごとの<u>音声収容装置シェルフ数</u>とする。</p> <p>(2) 収容局ごとに、当該局が<u>収容するき線点</u>ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局の<u>き線点速隔収容装置収容アナログ電話回線数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>[新設]</p> <p><u>①</u> <u>音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</u> ＝(音声収容装置シェルフ数×<u>音声収容装置ソフトウェア単価</u>) ×<u>音声収容装置 (回線収容部) 投資額</u></p> <p>÷ (音声収容装置 (回線収容部) 投資額＋<u>音声収容装置 (ユニット部) 投資額</u>)</p> <p><u>②</u> 局ごとアナログ局内回線収容部投資額 ＝<u>き線点速隔収容装置収容アナログ電話回線数</u> ×<u>き線点速隔収容装置アナログ電話回線単価</u> ＋<u>音声収容装置 (回線収容部) 投資額</u> ＋<u>音声収容装置 (ソフトウェア回線収容部相当) 投資額</u></p>
アナログ・デジタル回線共通部	<p>1 設備量の算定</p> <p>収容局ごとに、当該局が<u>収容するき線点</u>ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局の<u>き線点速隔収容装置収容回線数</u>とする。</p> <p>[2 同左]</p>
[同左]	

光ケーブル成端架

光ケーブル成端架

光ケーブル成端架

光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたもの(心線数に1回線当たり心線数を加えたもの)及び当該局に帰属する心線数速隔収容装置に心線数速隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに当該局に帰属する心線数速隔収容装置(通信用建物外に設置されるものに限る。)ユニット数及び光子備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>【イ 略】</p> <p>【2】～【7】 略】</p> <p>(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの(心線数により算定するものとする。)を控除し、心線数により階梯ごとに配賦したものを当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>⑨ 階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光IP電話に係るもの(心線数により算定するものとする。)を控除したものを、マルチIP音声系光ケーブル成端架架数及びマルチIP音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。</p> <p>階梯ごと光ケーブル成端架投資額</p> <p>＝当該階梯マルチIP音声系光ケーブル成端架(大型)架数 ×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価 +当該階梯マルチIP音声系光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 +当該階梯マルチIP音声系光ケーブル成端架(小型2)架数×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価 +当該階梯マルチIP音声系光ケーブル成端架(小型1)架数×光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価 +当該階梯マルチIP音声系光ケーブル成端架(大型)心</p>
----------	--

光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) [同左]</p> <p>ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたもの(心線数に1回線当たり心線数を加えたもの)及び当該局に帰属する心線数速隔収容装置に心線数速隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光子備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>【イ 同左】</p> <p>【2】～【7】 同左】</p> <p>(8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの(心線数により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>【新設】</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>[同左]</p> <p>階梯ごと光ケーブル成端架投資額</p> <p>＝当該階梯音声系光ケーブル成端架(大型)架数×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価 +当該階梯音声系光ケーブル成端架(中型)架数×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価 +当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型2)架数×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価 +当該階梯音声系光ケーブル成端架(小型1)架数×光ケーブル成端架(小型1)架当たり単価 +当該階梯音声系光ケーブル成端架(大型)心線数×光ケ</p>
----------	---

	<p>線数×光ターゲル成端架 (大型) 心線当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ターゲル成端架 (中型) 心線数×光ターゲル成端架 (中型) 心線当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ターゲル成端架 (小型 2) 心線数×光ターゲル成端架 (小型 2) 心線当たり単価 + 当該階梯メタル I P 音声系光ターゲル成端架 (小型 1) 心線数×光ターゲル成端架 (小型 1) 心線当たり単価</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>1 設備量の算定 <u>(1)</u> コア局ごとに、次のアからエまで (共用コアルータが100Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。) により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大ものを当該局の共用コアルータユニット数とする。</p> <p>ア データ系 I P 装置対向100Gインタフェース数を共用コアルータ100Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。) を共用コアルータ100Gボード数とし、これを共用コアルータ1ユニット当たり最大100Gボード数で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>イ 共用コアルータ10Gインタフェース数 (CWD M10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用 L 2 S W 対向10Gインタフェース数、データ系 I P 装置対向10Gインタフェース数 (共用コアルータが100Gインタフェースを有する場合は除く。)) 及び閉門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計) を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p> <p>エ コア局ごとの最大10Gボード数 (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)</p>
	<p>ーゲル成端架 (大型) 心線当たり単価 + 当該階梯音声系光ターゲル成端架 (中型) 心線数×光ターゲル成端架 (中型) 心線当たり単価 + 当該階梯音声系光ターゲル成端架 (小型 2) 心線数×光ターゲル成端架 (小型 2) 心線当たり単価 + 当該階梯音声系光ターゲル成端架 (小型 1) 心線数×光ターゲル成端架 (小型 1) 心線当たり単価</p>
<p>共用コアルータ</p>	<p>1 設備量の算定 <u>(1)</u> コア局ごとに、CWD M10G インタフェース数、共用収容ルータ対向10G インタフェース数 (当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)、コア局用 L 2 S W 対向10G インタフェース数及びデータ系 I P 装置対向10G インタフェース数の合計を共用コアルータ10G インタフェース数とする。また、接続する伝送装置 (CWD M)、共用収容ルータ、コア局用 L 2 S W 及びデータ系 I P 装置の最繁忙時呼量帯域及び最繁忙時呼量パケット数から、共用コアルータ最繁忙時呼量帯域及び共用コアルータ最繁忙時呼量パケット数を算定する。</p>

とし、これを共用コアラータ収容率及び共用コアラータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

エ 共用コアラータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域IPサービス、光IP電話及び光地域IPサービスの最繁忙パケット数の合計を共用コアラータ最繁忙パケット数とし、これを共用コアラータ収容率及び共用コアラータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) ①イのGWDMI0Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数(当該局が収容局兼コア局の場合に限る。)及びコア局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものの合計をメタルIP音声系共用コアラータ(ユニット部)10Gインタフェース数とする。

③ ①イの閉門系ルータ対向10Gインタフェース数から光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルIP音声系共用コアラータ(閉門系ルータ対向部)10Gインタフェース数とする。

④ ①イの共用コアラータ10Gボード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除し、インタフェース数比によりユニット部及び閉門系ルータ対向部に配賦したものを、メタルIP音声系共用コアラータ(ユニット部)10Gボード数及びメタルIP音声系共用コアラータ(閉

(2) ①の共用コアラータ10Gインタフェース数を共用コアラータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を共用コアラータ10Gボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアラータユニット数とする。

ア 共用コアラータ10Gボード数を共用コアラータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

イ 共用コアラータ最繁忙帯域を共用コアラータ収容率及び共用コアラータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

ウ 共用収容ルータ最繁忙呼量パケット数を共用コアラータ収容率及び共用コアラータ1ユニット当たり最大処理最繁忙呼量パケット数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(3) ②の共用コアラータユニット数から1を減じたものを共用コアラータ渡り10Gインタフェース数とし、これを共用コアラータ10Gインタフェース数に加える。

④ ①から③までにより求めた共用コアラータ10Gインタフェース数、共用コアラータ10Gボード数及び共用コアラータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの(最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアラータ10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアラータ10Gボード数及び音声系

	<p>2 投資額の算定</p> <p>門系ルータ対向部) 10Gボード数とする。</p> <p>次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額</p> $= \text{メタル I P 音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$ $+ \frac{\text{メタル I P 音声系共用コアルータ (ユニット部) 10G ボード数} + \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (閘門系ルータ対向部) 10G ボード数}}{\text{共用コアルータ 10G ボード単価}}$ $+ \frac{\text{メタル I P 音声系共用コアルータ (ユニット部) 10G インタフェース数} + \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (閘門系ルータ対向部) 10G インタフェース数}}{\text{共用コアルータ 10G インタフェース単価}}$ $+ \text{メタル I P 音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$
<p>コア局用 L2 SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数及びCSI1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN経由のデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数、メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及びメタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。</p>
	<p>2 投資額の算定</p> <p>冗長化後共用コアルータユニット数とする。</p> <p>[同左]</p> <p>局ごと共用コアルータ投資額</p> $= \text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用コアルータ 10G ボード数} \times \text{共用コアルータ 10G ボード単価}$ $+ \frac{\text{音声系冗長化後共用コアルータ 10G インタフェース数} \times \text{共用コアルータ 10G インタフェース単価}}{\text{共用コアルータ 10G インタフェース単価}}$ $+ \text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$
<p>コア局用 L2 SW</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、PTN1Gポート数、CSI1Gポート数、MGW1Gポート数、SGW1Gポート数及びMGCI1Gポート数の合計をコア局用L2SW1Gインタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用L2SW対向10Gインタフェース数をコア局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) (1)のコア局用L2SW1Gインタフェース数及びコア局用L2SW10Gインタフェース数の合計をコア局用L2SW1ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものを(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局用L2SWユニット数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定したコア局用L2SW1Gインタフェース数、コア局用L2SW10Gインタフェース数及びコア局用L2SWユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、PTN経由のDSL地域IPサービスに係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース数、音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース数及び音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数とする。</p>

<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> $= \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数} \times \text{コア局用L2SWユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース単価}$ $+ \text{メタルIP音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース単価}$	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとコア局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごとコア局用L2SW投資額</p> $= \text{音声系冗長化後コア局用L2SWユニット数} \times \text{コア局用L2SWユニット単価}$ $+ \text{音声系冗長化後コア局用L2SW10Gインタフェース単価}$ $+ \text{音声系冗長化後コア局用L2SW1Gインタフェース単価}$ $\times \text{コア局用L2SW1Gインタフェース単価}$
<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとMGW投資額</p> $= (\text{MGWユニット部投資額} + \text{MGWユニット部ソフトウェア投資額})$ $+ (\text{MGW回線依存部投資額} + \text{MGW回線依存部ソフトウェア投資額})$ $= (\text{冗長化後MGWユニット数} \times \text{MGWユニット単価} + \text{冗長化後MGWユニット数} \times \text{MGWユニットソフトウェア単価})$ $+ (\text{冗長化後MGWSTM-1ポート数} \times \text{MGWSTM-1ポート単価} + \text{冗長化後MGWSTM-1ポート数} \times \text{MGWSTM-1ポートソフトウェア単価})$	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局ごとに、コア局ごとIC接続回線数から定まるMGWSTM-1ポート数について冗長化考慮したものを冗長化後MGWSTM-1ポート数とする。</p> <p>(2) (1)の冗長化後MGWSTM-1ポート数をMGW収容率及OMGW1ユニット当たり最大STM-1ポート数で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)を冗長化後MGWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとMGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとMGW投資額</p> $= (\text{MGWユニット部投資額} + \text{MGWユニット部ソフトウェア投資額})$ $+ (\text{MGW回線依存部投資額} + \text{MGW回線依存部ソフトウェア投資額})$ $= (\text{冗長化後MGWユニット数} \times \text{MGWユニット単価} + \text{冗長化後MGWユニット数} \times \text{MGWユニットソフトウェア単価})$ $+ (\text{冗長化後MGWSTM-1ポート数} \times \text{MGWSTM-1ポート単価} + \text{冗長化後MGWSTM-1ポート数} \times \text{MGWSTM-1ポートソフトウェア単価})$
<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁忙時呼数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁忙時呼数とし、</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁忙時呼数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁忙時呼数とし、</p>

	<p>これをMGC収容率及びMGC1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をMGCユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のMGCユニット数を冗長化考慮したものを冗長化後MGCユニット数とする。</p> <p>(3) (1)のコア局当たり接続呼最繁忙呼数をMGC用データベース（以下「MGC用DB1」という。）収容率及びMGC用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をMGC用DB2ユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを冗長化後MGC用DB2ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごとMGC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGC投資額を算定する。 局ごとMGC投資額 ＝冗長化後MGCユニット数×MGCユニット単価 ＋冗長化後MGCユニット数×MGCソフトウェア単価 ＋冗長化後MGC用DB2ユニット数×MGC用DB2ユニット単価</p>
SGW	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁忙信号数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁忙信号数とし、これをSGW1リンク当たり信号数で除し（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当たり信号リンク数とする。</p> <p>(2) コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSGWユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後SGWユニット数とする。</p> <p>ア (1)のコア局当たり信号リンク数をSGW収容率及びSGW1ユニット当たり最大リンク数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 冗長化後MGWユニット数をコア局当たりポイントコード数とし、これをSGW収容率及びSGW1ユニット当たり最大処理ポイントコード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>2 投資額の算定</p>

信号用中継交換機	
	<p>次の算定式により局ごとSGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SGW投資額を算定する。</p> <p>局ごとSGW投資額 $= \text{冗長化後SGWユニット数} \times \text{SGWユニット単価} \\ + \text{冗長化後SGWユニット数} \times \text{SGWソフトウェア単価}$</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁忙時呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合計を最繁忙時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをIC接続呼最繁忙時信号数とする。</p> <p>(2) (1)のIC接続呼最繁忙時信号数にICトランジント呼最繁忙時信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区域数で除したものをSTP（信号用中継交換機をいう。以下同じ。）最繁忙時信号数とする。</p> <p>(3) コア局当たり接続呼最繁忙時信号数から算定したコア局当たり信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、信号区域数で除したものをSTP渡り以外リンク数とする。</p> <p>(4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSTPユニット数とする。 ア 当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数をSTP収容率及びSTP1ユニット当たり最大リンク数（STP対当たり渡りリンク数を減じたもの。）で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 当該局が属する信号区域のSTP最繁忙時信号数をSTP1ユニット当たり処理信号数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(5) STP設置局ごとに、STPユニット数にSTP対当たり渡りリンク数を乗じたものを当該局のSTP渡りリンク数とする。</p> <p>(6) STP設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計を当該局のSTPリンク数とする。STP設置局がコア局の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計から当該コア局のコア局当たり信号リンク数を減じたものをSTPリンク数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとSTP投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、STP投資額を算定する。</p>

伝送装置		伝送装置	
	<p>【1 略】</p> <p>2 P T Nの設備量算定</p> <p>(1) P T N設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域 I Pサービス、専用線サービス、光 I P電話及び光地域 I Pサービス (P T N設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る。) の最繁忙帯域から算定される P T N低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N低速インタフェース混在ボード数とし、データ系サービスに係るもの (ポート容量比及び Q o S制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のマルチ I P音声系冗長化後 P T N低速インタフェース混在ボード数とする。</p> <p>【2】 略</p> <p>(3) (2)の P T Nユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T Nユニット数とし、データ系サービス及び光 I P電話に係るもの (当該局が属するループごとにポート容量比及び Q o S制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局のマルチ I P音声系冗長化後 P T Nユニット数とする。</p> <p>【4】 略</p> <p>(5) (4)の P T N10G高速インタフェース数及び P T N2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N10G高速インタフェース数及び冗長化後 P T N2.4G高速インタフェース数とし、これらからそれぞれデータ系サービス及び光 I P電話に係るもの (当該局が属するループごとにポート容量比及び Q o S制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のマルチ I P音声系冗長化後 P T N10G高速インタフェース数及びマルチ I P音声系冗長化後 P T N2.4G高速インタフェース数とする。</p> <p>3 収容局設置 C W D Mの設備量算定</p> <p>(1) C W D M設置収容局ごとに、C W D Mが接続する共用収容ループの設備量から C W D M10Gインタフェース数及び C W D M低速10Gカード数を算定する。また、当該 C W D Mが接続する専用線</p>	<p>局ごと S T P投資額 = S T Pユニット数× S T Pユニット単価 + S T Pリンク数× S T Pリンク単価</p> <p>【1 同左】</p> <p>2 P T Nの設備量算定</p> <p>(1) P T N設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域 I Pサービス及び専用線サービスの最繁忙帯域から算定される P T N低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N低速インタフェース混在ボード数とし、データ系に係るもの (ポート容量比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後 P T N低速インタフェース混在ボード数とする。</p> <p>【2】 同左】</p> <p>(3) (2)の P T Nユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T Nユニット数とし、ADSL地域 I Pサービス及び専用線サービスに係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系冗長化後 P T Nユニット数とする。</p> <p>【4】 同左】</p> <p>(5) (4)の P T N10G高速インタフェース数及び P T N2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後 P T N10G高速インタフェース数及び冗長化後 P T N2.4G高速インタフェース数とし、これらからそれぞれ ADSL地域 I Pサービス及び専用線サービスに係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後 P T N10G高速インタフェース数及び音声系冗長化後 P T N2.4G高速インタフェース数とする。</p> <p>3 収容局設置 C W D Mの設備量算定</p> <p>(1) C W D M設置収容局ごとに、C W D Mが接続する共用収容ループ及び光地域 I P装置の設備量から C W D M10Gインタフェース数及び C W D M低速10Gカード数を算定する。また、当該 C W D</p>	

装置の設備量からCWDMS STM-1インタフェース数及びCWD M低速STM-1カード数を算定する。CWD M低速10Gカード数及びCWD M低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWD M高速インタフェース波長数とする。

〔2〕 略〕

〔3〕 〔2〕のCWD Mユニット数からデータ系サービズに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び専用線サービズに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系CWD Mユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWD Mユニット数とする。

〔4〕 〔1〕のCWD M低速10Gカード数からデータ系サービズに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系CWD M低速10Gカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWD M低速10Gカード数とする。

〔5〕 〔1〕のCWD M10Gインタフェース数からデータ系サービズに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のマルチIP音声系CWD M10Gインタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のマルチIP音声系冗長化後CWD M10Gインタフェース数とする。

4 コア局設置CWD Mの設備量算定

〔1〕 コア局ごとに、当該局に属するCWD M設置収容局のマルチIP音声系CWD M10Gインタフェース数、マルチIP音声系CWD M低速10Gカード数及びマルチIP音声系CWD Mユニット数（当該コア局設置CWD Mに対向するものに限る。）を、それぞれ全ての当該局に属するCWD M設置収容局について合算したものを、当該局のマルチIP音声系収容局対向CWD M10Gインタ

Mが接続する専用線装置の設備量からCWDMS STM-1インタフェース数及びCWD M低速STM-1カード数を算定する。CWD M低速10Gカード数及びCWD M低速STM-1カード数の合計に2を乗じたものを当該局のCWD M高速インタフェース波長数とする。

〔2〕 同左〕

〔3〕 〔2〕のCWD Mユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWD Mユニット数とし、これから光地域IP装置（音声非共用分に限る。）及び専用線装置に係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除し、さらにADSL装置及び光地域IP装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後CWD Mユニット数とする。

〔4〕 〔1〕のCWD M低速10Gカード数及びCWD M10Gインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後CWD M低速10Gカード数及び冗長化後CWD M10Gインタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域IP装置（音声非共用分に限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除し、さらにADSL装置及び光地域IP装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後CWD M低速10Gカード数及び音声系冗長化後CWD M10Gインタフェース数とする。

〔新設〕

4 コア局設置CWD Mの設備量算定

〔1〕 CWD M設置収容局は2つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属するCWD M設置収容局のCWD M10Gインタフェース数、CWD M低速10Gカード数及びCWD Mユニット数についてそれぞれデータ系控除後に合計したものを音声系収容局対向CWD M10Gインタフェース数、音声系収容局対向CWD M低速10Gカード数

フエース数、メタルI P音声系収容局対向C WDM低速10Gカード数及びメタルI P音声系収容局対向C WDMユニット数とする。

(2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域I Pサービス、光I P電話及び光地域I Pサービスの最繁忙帯域から定まるコア局渡りC WDM10Gインタフエース数をC WDM低速10Gカード当たり最大収容インタフエース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りC WDM低速10Gカード数とする。

(3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁忙帯域から定まるコア局渡りC WDMSTM-1インタフエース数をC WDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフエース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りC WDM低速STM-1カード数とする。

〔4〕 略]

(5) (2)のコア局渡りC WDM10Gインタフエース数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光I P電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルI P音声系コア局渡りC WDM10Gインタフエース数とし、これに(1)のメタルI P音声系収容局対向C WDM10Gインタフエース数を加えたものを、当該局のメタルI P音声系冗長化後C WDM10Gインタフエース数とする。

(6) (2)のコア局渡りC WDM低速10Gカード数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)及び光I P電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものをメタルI P音声系コア局渡りC WDM低速10Gカード数とし、これに(1)のメタルI P音声系収容局対向C WDM低速10Gカード数を加えたものを、当該局のメタルI P音声系冗長化後C WDM低速10Gカード数とする。

(7) (4)のコア局渡りC WDMユニット数からデータ系サービスに係るもの(QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)、光I P電話に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。))及び専用線サービスに係るもの(波長数比により算定するものとする。)を控除したものをメタルI P音声

び音声系収容局対向C WDMユニット数とする。

(2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域I Pサービス及び光地域I Pサービスの最繁忙呼量帯域から定まるコア局渡りC WDM10Gインタフエース数をC WDM低速10Gカード当たり最大収容インタフエース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りC WDM低速10Gカード数とする。

(3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁忙呼量帯域から定まるコア局渡りC WDMSTM-1インタフエース数をC WDM低速STM-1カード当たり最大収容STM-1インタフエース数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)をコア局渡りC WDM低速STM-1カード数とする。

〔4〕 同左]

(5) (2)及び(4)で算定したコア局渡りC WDM10Gインタフエース数、コア局渡りC WDM低速10Gカード数及びコア局渡りC WDMユニット数からそれぞれデータ系に係るもの(インタフエース数比及び最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。)を控除したものを音声系コア局渡りC WDM10Gインタフエース数、音声系コア局渡りC WDM低速10Gカード数及び音声系コア局渡りC WDMユニット数とする。

(6) 局ごとに、(1)及び(5)で算定した音声系C WDM10Gインタフエース数、音声系C WDM低速10Gカード数及び音声系C WDMユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後C WDM10Gインタフエース数、音声系冗長化後C WDM低速10Gカード数及び音声系冗長化後C WDMユニット数とする。

〔新設〕

系コア局渡りCWDMユニット数とし、これに(1)のメタルIP音声収容局対向CWDMユニット数を加えたものを、当該局のメタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数とする。

[削る]

5 投資額の算定

次の算定式により局ごとPTN投資額及び局ごとCWDM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額及びCWDM投資額を算定する。

局ごとPTN投資額

$$= (\text{メタルIP音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ポート数} \times \text{PTN低速混在インタフェースポート単価} + \text{メタルIP音声系冗長化後PTNユニット数} \times \text{PTNユニット単価} + \text{メタルIP音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数} \times \text{PTN2.4G高速インタフェースポート単価} + \text{メタルIP音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数} \times \text{PTN10G高速インタフェースポート単価}) \times (1 + \text{クローズド供給装置投資額加算率})$$

局ごとCWDM投資額

$$= (\text{メタルIP音声系冗長化後CWDMユニット数} \times \text{CWDMユニット単価} + \text{メタルIP音声系冗長化後CWDM低速10Gカード数} \times \text{CWDM低速10Gカード単価} + \text{メタルIP音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数} \times \text{CWDM10Gインタフェース単価})$$

- 5 XCM (クロスコネクト装置をいう。以下同じ。) の設備量算定
- (1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に0.5を乗じたもの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局のIC接続回線数とし、これをチャネル切上単位 (52M)、伝送装置収容率及びXCM1ユニット当たり52Mパス数で除したものの (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を当該局のXCMユニット数とする。
- (2) (1)のIC接続回線数及びXCMユニット数を基に、XCM局内156Mインタフェース数、XCM局間52Mインタフェース数、XCM局間156Mインタフェース数、XCM増設リソク数、XCM空間スライツユニット数、XCM基本架数及びXCM接続架数を算定する。

6 投資額の算定

次の算定式により局ごとPTN投資額、局ごとCWDM投資額及び局ごとXCM投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、PTN投資額、CWDM投資額及びXCM投資額を算定する。

局ごとPTN投資額

$$= (\text{音声系冗長化後PTN低速インタフェース混在ポート数} \times \text{PTN低速混在インタフェースポート単価} + \text{音声系冗長化後PTNユニット数} \times \text{PTNユニット単価} + \text{音声系冗長化後PTN2.4G高速インタフェース数} \times \text{PTN2.4G高速インタフェースポート単価} + \text{音声系冗長化後PTN10G高速インタフェース数} \times \text{PTN10G高速インタフェースポート単価}) \times (1 + \text{クローズド供給装置投資額加算率})$$

局ごとCWDM投資額

$$= (\text{音声系冗長化後CWDMユニット数} \times \text{CWDMユニット単価} + \text{音声系冗長化後CWDM低速10Gカード数} \times \text{CWDM低速10Gカード単価} + \text{音声系冗長化後CWDM10Gインタフェース数} \times \text{CWDM10Gインタフェース単価})$$

	<p>× (1 + クロック供給装置投資額加算率)</p>
<p>中間中継伝送装置</p>	<p>1 収容局とコア局間に設置するCWD M用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWD Mを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWD M用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、メタルI P音声系冗長化後CWD Mユニット数を乗じたものを当該局のメタルI P音声系冗長化後CWD M用中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>2 コア局間に設置するCWD M用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWD Mを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWD M用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、当該区間のメタルI P音声系コア局渡りCWD Mユニット数を乗じたものを当該区間のメタルI P音声系CWD M用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</p> <p>3 P T N用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>P T Nによる伝送の経路となるループごとに、ループ延長をP T N用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) から当該ループに属するP T N設置局数を減じ、当該ループに係る中継伝送用光回線の心線数 (データ系サービスに係るもの (QoS制御係数を加味した最繁時間帯域比により算定するものとする。)) 及び光I P電話</p>

	<p>× (1 + クロック供給装置投資額加算率)</p> <p>局ごとX C M投資額</p> <p>= X C M基本架数× X C M基本架単価</p> <p>+ X C M接続架数× X C M接続架単価</p> <p>+ X C M局内156Mイソタフエース数× X C M局内156Mイソタフエース単価</p> <p>+ X C M局間52Mイソタフエース数× X C M局間52Mイソタフエース単価</p> <p>+ X C M局間156Mイソタフエース数× X C M局間156Mイソタフエース単価</p> <p>+ X C M増設リソク数× X C M増設リソク単価</p> <p>+ X C M空間スイッチユニット数× X C M空間スイッチユニット単価</p> <p>+ X C Mユニット数× X C Mユニット単価</p>
<p>中間中継伝送装置</p>	<p>1 収容局とコア局間に設置するCWD M用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWD Mを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離をCWD M用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、音声系冗長化後CWD Mユニット数を乗じたものを当該局の音声系冗長化後CWD M用中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>2 コア局間に設置するCWD M用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>CWD Mを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離をCWD M用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、当該区間の音声系コア局渡りCWD Mユニット数を乗じたものを当該区間の音声系CWD M用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。</p> <p>3 P T N用中間中継伝送装置の設備量の算定</p> <p>P T Nを設置するループごとに、ループ延長をP T N用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) から当該ループに属するP T N局数を減じ、当該ループのP T Nリソク心線数 (音声系に係るものに限る。) を乗じたものを当該ループの音声系P T N用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内のP T N局のうち収容回</p>

	<p>に係るもの（最繁時間帯域により算定するものとする。）を控除したものとす。）を乗じたものを当該ループのメタルI P音声系PTN用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内にPTN設置局がある場合には当該ループ内PTN設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ループ内にPTN設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定 1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局のメタルI P音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定 次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。 局ごと中間中継伝送装置投資額 ＝メタルI P音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価</p>	<p>線数が最も多い局に設置するものとみなす。</p> <p>4 中間中継伝送装置の設備量の算定 1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。</p> <p>5 投資額の算定 次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。 局ごと中間中継伝送装置投資額 ＝音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価</p>
CS	<p>1 CSの設備量の算定 (1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数（音声サービス（アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光I P電話をいう。）の回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容音声サービス回線数とし、これをCS収容率及びCSIユニット当たり最大処理回線数で除したものを（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局のCSユニット数とする。 (2) (1)のCSユニット数にCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CSユニット数とし、光I P電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のメタルI P音声系冗長化後CSユニット数とする。 (3) 中継区域ごとに、メタルI P電話回線数（アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS収容メタルI P電話回線数とし、これにCS冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS収容メタルI P電話回線数とする。</p>	

	<p>2 CS用データベース（以下「CS用DB」という。）の設備量の算定</p> <p>(1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁忙呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局のCS用サービス最繁忙呼数とし、これをCS用DB収容率及びCS用DB1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局のCS用DBユニット数とする。</p> <p>(2) (1)のCS用DBユニット数にCS用DB冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後CS用DBユニット数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙呼数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のマルチP音声系冗長化後CS用DBユニット数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとCS投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、CSソフトウェア投資額（光IP電話に係るものを控除したもの。）を加え、CS投資額を算定する。</p> <p>局ごとCS投資額</p> $= \text{マルチP音声系冗長化後CSユニット数} \times \text{CSユニット単価}$ $+ \text{冗長化後CS収容マルチP電話回線数} \times \text{CS1回線当たり単価}$ $+ \text{マルチP音声系冗長化後CS用DBユニット数} \times \text{CS用DBユニット単価}$
<p>閉門系ルータ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、次のアからウまでにより求めた閉門系ルータのユニット数のうち最大ものを当該局の閉門系ルータユニット数とする。</p> <p>ア 閉門系ルータ10Gインタフェース数（コア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数の合計をいう。）を閉門系ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を閉門系ルータ10Gボード数とし、閉門系ルータ1ユニット当たり最大10G</p>

	<p>ボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>イ 当該相互接続局の最繁忙帯域を閉門系ルータ収容率及び閉門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>ウ 当該相互接続局の最繁忙パケット数を閉門系ルータ収容率及び閉門系ルータ1ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p> <p>(2) (1)アのコア局対向10Gインタフェース数、同一局内共用コアルータ対向10Gインタフェース数、相互接続局渡り10Gインタフェース数、SBC対向10Gインタフェース数、ENUMサーバ対向10Gインタフェース数、DNSサーバ対向10Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれ光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除し、合計したものを、当該局のメタルIP音声系閉門系ルータ10Gインタフェース数とする。</p> <p>(3) (1)アの閉門系ルータ10Gボード数から光IP電話に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード数とする。</p> <p>(4) (1)の閉門系ルータユニット数から光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルIP音声系閉門系ルータユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと閉門系ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、閉門系ルータ投資額を算定する。</p> <p>局ごと閉門系ルータ投資額</p> <p>＝メタルIP音声系閉門系ルータユニット数×閉門系ルータユニット単価</p> <p>＋メタルIP音声系閉門系ルータ10Gボード数×閉門系ルータ10Gボード単価</p> <p>＋メタルIP音声系閉門系ルータ10Gインタフェース数×閉門系ルータ10Gインタフェース単価</p> <p>＋メタルIP音声系閉門系ルータユニット数×閉門系ルータソフトウェア単価</p>
相互接続局用L2S	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用1Gインタフェース数に相互接続局用L2SW予備1Gインタフェース数を加えたもの</p>
IV	

	<p>を当該局の相互接続局用L2SW1Gインタフェース数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用10Gインタフェース数及び閉門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計に相互接続局用L2SW子備10Gインタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用L2SW10Gインタフェース数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフェース数とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用L2SW1Gインタフェース数及び相互接続局用L2SW10Gインタフェース数の合計を相互接続局用L2SW1ユニット当たり最大インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の相互接続局用L2SWユニット数とし、光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごと相互接続局用L2SW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用L2SW投資額を算定する。</p> <p>局ごと相互接続局用L2SW投資額</p> <p>＝メタルIP音声系相互接続局用L2SWユニット数×相互接続局用L2SWユニット単価</p> <p>＋メタルIP音声系相互接続局用L2SW1Gインタフェース数×相互接続局用L2SW1Gインタフェース単価</p> <p>＋メタルIP音声系相互接続局用L2SW10Gインタフェース数×相互接続局用L2SW10Gインタフェース単価</p>
SBC	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）をSBC収容率及びSBC呼処理部1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものを、当該局のSBCユニット（呼処理部）数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、SBCユニット（呼処理部）数は0とする。</p>

- (2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量（接続呼に係るものに限る。）から算定したSBC同時接続数をSBC収容率及びSBCセクション管理部1ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものを、当該局のSBCユニット（セクション管理部）数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理セクション数により決定する場合には、SBCユニット（セクション管理部）数は0とする。
- (3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼量（接続呼に係るものに限る。）をSBCセクション数とし、これをSBC収容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セクション数で除したものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする。
- (4) (1)のSBCユニット（呼処理部）数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニット（呼処理部）数とする。
- (5) (2)のSBCユニット（セクション管理部）数及び(3)のSBCユニット数から、それぞれ光IP電話に係るもの（当該局の最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルIP音声系SBCユニット（セクション管理部）数及びメタルIP音声系SBCユニット数とする。
- 2 投資額の算定
- 次の算定式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。
- 局ごとSBC投資額
- $$= (\text{メタルIP音声系SBCユニット (呼処理部) 数} \times \text{SBCユニット (呼処理部) 単価} + \text{メタルIP音声系SBCユニット (セクション管理部) 数} \times \text{SBCユニット (セクション管理部) 単価} + \text{メタルIP音声系SBCユニット数} \times \text{SBCユニット単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) + (\text{メタルIP音声系SBCユニット (呼処理部) 数} \times \text{SBCユニット (呼処理部) ソフトウェア単価} + \text{メタルIP音声系SBCユニット (セクション管理$$

	<p>部) 数×SBCユニット (セッション管理部) ソフトウェア単価 + マタルIP音声系SBCユニット数×SBCユニットソフトウェア単価 + SBC同時接続数×SBC同時接続数当たりソフトウェア単価) × (1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
ENUMサーバ	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数 (接続呼に係るものに限る。) から算定したENUMクエリ数をENUMサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除いたものを、当該局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサーバユニット数は0とする。</p> <p>(2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数 (接続呼に係るものに限る。) から算定したENUMクエリ数及びDNSクエリ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除いたものを、当該局のENUM・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局にENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、ENUM・DNS共通サーバユニット数は0とする。</p> <p>(3) (1)のENUMサーバユニット数から光IP電話に係るもの (当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のマタルIP音声系ENUMサーバユニット数とする。</p> <p>(4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに係るもの (クエリ数比により算定するものとする。) 及び光IP電話に係るもの (当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。) を控除したものを、マタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (ENUM相当分) とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を算定する。</p> <p>局ごとENUMサーバ投資額 = (マタルIP音声系ENUMサーバユニット数×ENUM</p>

	<p>ユニット単価 +メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (ENUM相当分) × ENUM・DNS共通サーバユニット単価 × (1+相互接続局共通設備投資額加算率) +メタルIP音声系ENUMサーバユニット数×ENUMユニット当たりソフトウェア単価 +メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (ENUM相当分) × ENUM・DNS共通サーバユニットソフトウェア単価 +ENUMクエリ数×ENUMクエリ当たりソフトウェア単価 × (1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
DNSサーバ	<p>1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定したDNSクエリ数をDNSサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除いたものを、当該局のDNSサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、DNSサーバユニット数は0とする。 (2) (1)のDNSサーバユニット数から光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系DNSサーバユニット数とする。 (3) ENUMサーバの設備量の算定において求めたENUM・DNS共通サーバユニット数からENUMに係るもの（クエリ数比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分) とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、局ごとDNSサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、DNSサーバ投資額を算定する。 局ごとDNSサーバ投資額 = (メタルIP音声系DNSサーバユニット数×DNSユニット単価 +メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数 (DNS相当分) ×ENUM・DNS共通サーバ)</p>

	<p>ーパユニット単価) × (1 + 相互接続局共通設備投資額加算率) + (メタル I P 音声系 DNS サーパユニット数 × DNS ユ ニット当たりソフトウェア単価 + メタル I P 音声系 ENUM ・ DNS 共通サ ーパユニット数 (DNS 相当分) × ENUM ・ DNS 共通サ ーパユニットソフトウェア単価 + DNS クエリ数 × DNS クエリ当たりソフトウェア 単価) × (1 + 相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)</p>
メタルケーブ	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブの設備量の算定 【(1)～(3) 略】</p> <p>(4) 局ごとに、架空メタルケーブ及び地下メタルケーブの延長 km及び対kmのそれぞれ合計からデータ系サーピス及び光 I P 電 話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音 声系架空メタルケーブ対km、メタル I P 音声系架空メタルケー ブ延長km、メタル I P 音声系地下メタルケーブ対km及びメ タル I P 音声系地下メタルケーブ延長kmとする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブの設備量の算定 【(1)～(5) 略】</p> <p>(6) 局ごとに、架空メタルケーブ及び地下メタルケーブの延長 km及び対kmのそれぞれ合計からデータ系サーピス及び光 I P 電 話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音 声系架空メタルケーブ対km、メタル I P 音声系架空メタルケー ブ延長km、メタル I P 音声系地下メタルケーブ対km及びメ タル I P 音声系地下メタルケーブ延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとのメタルケーブ投資額を求め、全ての 局について当該投資額を合算し、メタルケーブ投資額を算定する 。この場合使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする 。</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブ投資額 = 当該種別メタル I P 音声系架空メタルケーブ対km × 当該 種別架空メタルケーブ対km単価 + 当該種別メタル I P 音声系架空メタルケーブ延長km × 当該種別架空メタルケーブ延長km単価</p>
	<p>1 配線設備として設置するメタルケーブの設備量の算定 【(1)～(3) 同左】</p> <p>(4) 局ごとに、架空メタルケーブ及び地下メタルケーブの延長 km及び対kmのそれぞれ合計からデータ系に係るものを控除した ものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブ対km、音声 系架空メタルケーブ延長km、音声系地下メタルケーブ対km及 び音声系地下メタルケーブ延長kmとする。</p> <p>2 き線設備として設置するメタルケーブの設備量の算定 【(1)～(5) 同左】</p> <p>(6) 局ごとに、架空メタルケーブ及び地下メタルケーブの延長 km及び対kmのそれぞれ合計からデータ系に係るものを控除した ものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブ対km、音声 系架空メタルケーブ延長km、音声系地下メタルケーブ対km及 び音声系地下メタルケーブ延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定 【同左】</p> <p>局ごと種別ごとメタルケーブ投資額 = 当該種別音声系架空メタルケーブ対km × 当該種別架空メ タルケーブ対km単価 + 当該種別音声系架空メタルケーブ延長km × 当該種別架 空メタルケーブ延長km単価</p>
メタルケーブ	

	<p>＋当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価 ＋当該種別メタルIP音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価</p>	
<p>加入系光ケーブル</p>	<p>【1 略】</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 【(1)～(5) 略】</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系サービス及び光IP電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタルIP音声系架空光ケーブル心km、メタルIP音声系架空光ケーブル延長km、メタルIP音声系地下光ケーブル心km及びメタルIP音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと光ケーブル投資額 $= \text{メタルIP音声系加入系架空光ケーブル心km} \times \text{加入系架空光ケーブル心km単価}$ $+ \text{メタルIP音声系加入系架空光ケーブル延長km} \times (\text{加入系架空光ケーブル延長km単価} + \text{加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価})$ $+ \text{メタルIP音声系加入系地下光ケーブル心km} \times \text{加入系地下光ケーブル心km単価}$ $+ \text{メタルIP音声系加入系地下光ケーブル延長km} \times (\text{加入系地下光ケーブル延長km単価} + \text{加入系光ケーブル延長km災害対策増分単価})$ </p>	
<p>中継系光ケーブル</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 收容局ごとに、收容局とコア局間の伝送で經由する全てのルーブについて、当該收容局のCWDMMユニット数にCWDMM1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。 【(2)・(3) 略】 (4) ルーブごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ルーブのPTNリング心線数とする。</p>	
	<p>加入系光ケーブル</p>	<p>＋当該種別音声系地下メタルケーブル対km×当該種別地下メタルケーブル対km単価 ＋当該種別音声系地下メタルケーブル延長km×当該種別地下メタルケーブル延長km単価</p>
<p>加入系光ケーブル</p>	<p>【1 同左】</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 【(1)～(5) 同左】</p> <p>(6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長km及び心kmのそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空光ケーブル心km、音声系架空光ケーブル延長km、音声系地下光ケーブル心km及び音声系地下光ケーブル延長kmとする。</p> <p>3 投資額の算定 【同左】 局ごと光ケーブル投資額 $= \text{音声系加入系架空光ケーブル心km} \times \text{加入系架空光ケーブル心km単価}$ $+ \text{音声系加入系架空光ケーブル延長km} \times \text{加入系架空光ケーブル延長km単価}$ $+ \text{音声系加入系地下光ケーブル心km} \times \text{加入系地下光ケーブル心km単価}$ $+ \text{音声系加入系地下光ケーブル延長km} \times \text{加入系地下光ケーブル延長km単価}$ </p>	
<p>中継系光ケーブル</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 收容局ごとに、收容局とコア局間の伝送で經由する全てのルーブについて、冗長化後CWDMMユニット数にCWDMM1ユニット当たり心線数及び0.5を乗じた心線数を算定する。 【(2)・(3) 同左】 (4) ルーブごとに、PTNリング数にPTN高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ルーブのPTNリング心線数として、これら心線数と、PTNを共有しないデータ系心線数、(3)のCWDMM心線数、中継タークファイバ分の心線数及び光子備心線数</p>	

- (5) (3)のCWDM心線数、(4)のPTNリンク心線数、中継データセンターバ分の心線数及び光子備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。
- (6) (5)の光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(5)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

(7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。

(8) (7)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。

(9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのマルチIP音声系中継系架空光ケーブル心km、マルチIP音声系中継系架空光ケーブル延長km、マルチIP音声系中継系地下光ケーブル心km及びマルチIP音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。

2 投資額の算定

次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。

$$\begin{aligned} & \text{ループごと光ケーブル投資額} \\ &= \text{マルチIP音声系中継系架空光ケーブル心km} \times \text{中継系架空光ケーブル心km単価} \\ &+ \text{マルチIP音声系中継系架空光ケーブル延長km} \times \text{中継系架空光ケーブル延長km単価} \\ &+ \text{マルチIP音声系中継系地下光ケーブル心km} \times \text{中継系地下光ケーブル心km単価} \end{aligned}$$

を合計したものを当該ループの必要心線数とする。

【新設】

(5) (4)の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を光ケーブル条数とする。光ケーブル条数から1を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。

(6) ループごとに、(5)の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長kmを乗じたものを当該ループの光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmとする。

(7) (6)の光ケーブル心km及び光ケーブル延長kmからそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmとする。

(8) ループごとに、(7)の中継系架空光ケーブル心km、中継系架空光ケーブル延長km、中継系地下光ケーブル心km及び中継系地下光ケーブル延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心km、音声系中継系架空光ケーブル延長km、音声系中継系地下光ケーブル心km及び音声系中継系地下光ケーブル延長kmとする。

2 投資額の算定

【同左】

$$\begin{aligned} & \text{ループごと光ケーブル投資額} \\ &= \text{音声系中継系架空光ケーブル心km} \times \text{中継系架空光ケーブル心km単価} \\ &+ \text{音声系中継系架空光ケーブル延長km} \times \text{中継系架空光ケーブル延長km単価} \\ &+ \text{音声系中継系地下光ケーブル心km} \times \text{中継系地下光ケーブル心km単価} \end{aligned}$$

	<p>下光ケーブル心km単価 +<u>メタルI P音声系</u>中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光ケーブル延長km単価</p>	
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定 【(1)～(5) 略】</p> <p>(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれ<u>データ系サービスに係るもの及び光I P電話に係るもの</u>（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>メタルI P音声系</u>有中継海底光ケーブル心km、<u>メタルI P音声系</u>無中継海底光ケーブル心km及び<u>メタルI P音声系</u>無中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごとと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。 ループごとと海底光ケーブル投資額 $= \text{メタルI P音声系有中継海底光ケーブル心km} \\ \times (\text{有中継海底光ケーブル心km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心km当たり漁業補償費}) \\ + \text{メタルI P音声系有中継海底光ケーブル延長km} \\ \times \text{有中継海底光ケーブル延長km当たり単価} \\ + \text{メタルI P音声系無中継海底光ケーブル心km} \\ \times (\text{無中継海底光ケーブル心km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心km当たり漁業補償費}) \\ + \text{メタルI P音声系無中継海底光ケーブル延長km} \times \text{無中継海底光ケーブル延長km当たり単価}$ </p>	
海底中間中継伝送装置	<p>1 設備量の算定 【(1) 略】</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）から<u>データ系サービス及び光I P電話に係るもの</u>（心数比及びQoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>メタルI P音声系</u>海底中間中継伝送装置数とする。</p>	
海底光ケーブル	<p>ル心km単価 +<u>音声系</u>中継系地下光ケーブル延長km×中継系地下光ケーブル延長km単価</p>	
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定 【(1)～(5) 同左】</p> <p>(6) ループごとに、(2)及び(5)で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれ<u>データ系に係るもの</u>（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>音声系</u>有中継海底光ケーブル心km、<u>音声系</u>有中継海底光ケーブル延長km、<u>音声系</u>無中継海底光ケーブル心km及び<u>音声系</u>無中継海底光ケーブル延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 【同左】</p> <p>ループごとと海底光ケーブル投資額 $= \text{音声系有中継海底光ケーブル心km} \\ \times (\text{有中継海底光ケーブル心km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心km当たり漁業補償費}) \\ + \text{音声系有中継海底光ケーブル延長km} \\ \times \text{有中継海底光ケーブル延長km当たり単価} \\ + \text{音声系無中継海底光ケーブル心km} \\ \times (\text{無中継海底光ケーブル心km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心km当たり漁業補償費}) \\ + \text{音声系無中継海底光ケーブル延長km} \times \text{無中継海底光ケーブル延長km当たり単価}$ </p>	
海底中間中継伝送装置	<p>1 設備量の算定 【(1) 同左】</p> <p>(2) ループごとに、(1)の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）から<u>データ系に係るもの</u>（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>海底中間中継伝送装置数</u>とする。</p>	

	<p>〔3〕 略]</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの（ループごとに心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>メタルIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ <p>局ごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕・〔2〕 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>メタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数</u>、<u>メタルIP音声系変復調回線切替装置架数</u>、<u>メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数</u>及び<u>メタルIP音声系無線送受信装置架数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \text{メタルIP音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{メタルIP音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架} \cdot \text{共通部単価}$
	<p>〔3〕 同左]</p> <p>(4) 局ごとに、(3)の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。</p> <p>ループごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ <p>局ごと海底中間中継伝送装置投資額</p> $= \text{音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
無線伝送装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕・〔2〕 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系変復調回線切替装置ユニット数</u>、<u>音声系変復調回線切替装置架数</u>、<u>音声系無線送受信装置ユニット数</u>及び<u>音声系無線送受信装置架数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>〔同左]</p> <p>局ごと無線伝送装置投資額</p> $= \text{音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架} \cdot \text{共通部単価}$

	<p>＋メタルIP音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価 ＋メタルIP音声系無線送受信装置架数×無線送受信装置架・共通部単価</p>	
<p>インタフェース変換装置</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送装置又は衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインタフェース変換装置インタフェース数とする。 【(2) 略】 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのルータについて合計したもの。)からそれぞれデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの(ルータごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系インタフェース変換装置ユニット数及びメタルIP音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。 局ごとインタフェース変換装置投資額 $= \text{メタルIP音声系インタフェース変換装置ユニット数} \times \text{インタフェース変換装置ユニット単価} \\ + \text{メタルIP音声系インタフェース変換装置インタフェース数} \times \text{インタフェース変換装置インタフェースポート単価}$</p>	
<p>無線アンテナ</p>	<p>1 設備量の算定 【(1) 略】 (2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのルータについて合計したもの。)からデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの(ルータごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系無線アンテナ数とする。 2 投資額の算定</p>	
	<p>＋音声系無線送受信装置ユニット数×無線送受信装置ユニット単価 ＋音声系無線送受信装置架数×無線送受信装置架・共通部単価</p>	
<p>インタフェース変換装置</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送装置又は通信衛星設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mbps数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したものの(1)に満たない端数は、切り上げるものとする。)をインタフェース変換装置インタフェース数とする。 【(2) 同左】 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数(それぞれ当該局が属する全てのルータについて合計したもの。)からそれぞれデータ系に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系インタフェース変換装置ユニット数及び音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。 2 投資額の算定 【同左】 局ごとインタフェース変換装置投資額 $= \text{音声系インタフェース変換装置ユニット数} \times \text{インタフェース変換装置ユニット単価} \\ + \text{音声系インタフェース変換装置インタフェース数} \times \text{インタフェース変換装置インタフェースポート単価}$</p>	
<p>無線アンテナ</p>	<p>1 設備量の算定 【(1) 同左】 (2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数(当該局が属する全てのルータについて合計したもの。)からデータ系に係るもの(最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系無線アンテナ数とする。 2 投資額の算定</p>	

	<p>次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額＝<u>メタルI P音声系無線アンテナ数</u>×アンテナ単価</p>	
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定 【(1) 略】</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービンス及び光I P電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルI P音声系地上設置用無線鉄塔数及びメタルI P音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額</p> $= \text{メタルI P音声系地上設置用無線鉄塔数} \times \text{地上設置用鉄塔単価} + \text{メタルI P音声系屋上設置用無線鉄塔数} \times \text{屋上設置用鉄塔単価}$	
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定 【(1)～(3) 略】</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、T DMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービンス及び光I P電話に係るもの（ループごとにQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルI P音声系トランスポンダ数、メタルI P音声系T DMA装置架数、メタルI P音声系衛星送受信装置架数、メタルI P音声系衛星アンテナ数及びメタルI P音声系衛星回線制御装置架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額</p> $= \text{メタルI P音声系トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価} + \text{メタルI P音声系T DMA装置架数} \times \text{T DMA装置架単価}$	
	<p>【同左】</p> <p>局ごと無線アンテナ投資額＝<u>音声系無線アンテナ数</u>×アンテナ単価</p>	無線鉄塔
無線鉄塔	<p>1 設備量の算定 【(1) 同左】</p> <p>(2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系地上設置用無線鉄塔数</u>及び<u>音声系屋上設置用無線鉄塔数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 【同左】</p> <p>局ごと無線鉄塔投資額</p> $= \text{音声系地上設置用無線鉄塔数} \times \text{地上設置用鉄塔単価} + \text{音声系屋上設置用無線鉄塔数} \times \text{屋上設置用鉄塔単価}$	衛星通信設備
衛星通信設備	<p>1 設備量の算定 【(1)～(3) 同左】</p> <p>(4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、T DMA装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系T DMA装置架数、音声系衛星送受信装置架数、<u>音声系衛星アンテナ数</u>及び<u>音声系衛星回線制御装置架数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 【同左】</p> <p>局ごと衛星通信設備投資額</p> $= \text{音声系トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価} + \text{音声系T DMA装置架数} \times \text{T DMA装置架単価}$	

		<p>備</p> <p>＋<u>メタル I P 音声系</u>衛星送受信装置架数×衛星送受信装置架単価</p> <p>＋<u>メタル I P 音声系</u>衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価</p> <p>＋<u>メタル I P 音声系</u>衛星回線制御装置架数×衛星回線制御装置架単価</p>
加入系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を<u>加入系電柱間隔</u>で除したものを当該局の<u>加入系電柱本数</u>とし、<u>データ系</u>サービスマス及び<u>光 I P 電話</u>に係るものを控除したものを当該局の<u>メタル I P 音声系加入系電柱本数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額＝<u>メタル I P 音声系加入系電柱本数</u>×<u>電柱単価</u>×<u>電柱共架率</u></p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、<u>加入系電柱間隔</u>で除したものを当該局の<u>加入系電柱本数</u>とし、<u>データ系</u>サービスマス及び<u>光 I P 電話</u>に係るものを控除したものを当該局の<u>メタル I P 音声系加入系電柱本数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額＝<u>メタル I P 音声系加入系電柱本数</u>×<u>電柱単価</u></p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕～〔3〕 略〕</p> <p>〔4〕 (3)の加入系管路長km、加入系管路巨長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれ<u>データ系</u>サービスマス及び<u>光 I P 電話</u>に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>メタル I P 音声系加入系管路長km</u>、<u>メタル I P 音声系加入系管路巨長km</u>及び<u>メタル I P 音声系インナーパイプ延長km</u>とする。</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕～〔3〕 同左〕</p> <p>〔4〕 (3)の加入系管路長km、加入系管路巨長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれ<u>データ系</u>に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系加入系管路長km</u>、<u>音声系加入系管路巨長km</u>及び<u>音声系インナーパイプ延長km</u>とする。</p>
加入系電柱	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、<u>加入系電柱間隔</u>で除したものを当該局の<u>電柱本数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>〔同左〕</p> <p>局ごと加入系電柱投資額＝<u>音声系加入系電柱本数</u>×<u>加入系電柱単価</u>×<u>電柱共架率</u></p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、<u>加入系電柱間隔</u>で除したものを当該局の<u>電柱本数</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>〔同左〕</p> <p>局ごと加入系電柱投資額＝<u>音声系加入系電柱本数</u>×<u>加入系電柱単価</u>×<u>電柱共架率</u></p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕～〔3〕 同左〕</p> <p>〔4〕 (3)の加入系管路長km、加入系管路巨長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれ<u>データ系</u>に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系加入系管路長km</u>、<u>音声系加入系管路巨長km</u>及び<u>音声系インナーパイプ延長km</u>とする。</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>〔1〕～〔3〕 同左〕</p> <p>〔4〕 (3)の加入系管路長km、加入系管路巨長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれ<u>データ系</u>に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系加入系管路長km</u>、<u>音声系加入系管路巨長km</u>及び<u>音声系インナーパイプ延長km</u>とする。</p>

	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと加入系管路投資額</p> $= \text{メタル I P 音声系加入系管路条数 km} \times (\text{加入系管路条数 km 当たり単価} + \text{管路条数 km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{メタル I P 音声系加入系管路亘長 km} \times \text{加入系管路亘長 km 当たり単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系インナーパイプ延長 km} \times \text{インナーパイプ延長 km 当たり単価}$
中継系管路	<p>1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km (離島設備及び架空設備の適用区間を除く。) を中継系管路亘長kmとする。</p> <p>(2) 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したものの (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を管路条数とし、これに中継系管路亘長kmを乗じたものを中継系管路条数とする。</p> <p>(3) (1) 及び (2) で算定した中継系管路条数km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの (心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系管路条数km及びメタル I P 音声系中継系管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該ループが属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額</p> $= \text{メタル I P 音声系中継系管路条数 km} \times (\text{中継系管路条数 km 当たり単価} + \text{管路条数 km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{メタル I P 音声系中継系管路亘長 km} \times \text{中継系管路亘長 km 当たり単価}$
	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系管路投資額</p> $= \text{音声系加入系管路条数 km} \times (\text{加入系管路条数 km 当たり単価} + \text{管路条数 km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{音声系加入系管路亘長 km} \times \text{加入系管路亘長 km 当たり単価}$ $+ \text{音声系インナーパイプ延長 km} \times \text{インナーパイプ延長 km 当たり単価}$
中継系管路	<p>1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km (離島設備及び架空設備の適用区間を除く。) を中継系管路亘長kmとし、光ケーブル条数を 1 管路当たり最大ケーブル条数で除したものの (1) に満たない端数は、切り上げるものとする。) を管路条数とし、中継系管路亘長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条数とする。</p> <p>【新設】</p> <p>(2) (1) の中継系管路条数km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系に係るもの (心線数比により算定するものとする。) を控除したものを当該ループの音声系中継系管路条数km及び音声系中継系管路亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>ループごと中継系管路投資額</p> $= \text{音声系中継系管路条数 km} \times (\text{中継系管路条数 km 当たり単価} + \text{管路条数 km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{音声系中継系管路亘長 km} \times \text{中継系管路亘長 km 当たり単価}$

<p>加入系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 局ごとに、中口径管路<u>亘長km</u>に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>メタルIP音声系加入系中口径管路亘長km</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額 $= \text{メタルIP音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km}$ 当たり単価</p>
<p>中継系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した中口径管路<u>亘長km</u>を管路条数比率により当該局が属する各ループに<u>案分</u>したものを局ごと及びループごとと中口径管路<u>亘長km</u>とする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごと及びループごとと中口径管路<u>亘長km</u>に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの<u>メタルIP音声系中継系中口径管路亘長km</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式によりループごとと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。</p> <p>ループごとと中継系中口径管路投資額 $= \text{メタルIP音声系中継系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km}$ 当たり単価</p>
<p>加入系共同溝</p>	<p>1 設備量の算定 [(1) 略]</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝<u>亘長km</u>に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>メタルIP音声系加入系共同溝亘長km</u>とする。</p>
<p>加入系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、中口径管路<u>亘長km</u>から、中継系中口径管路<u>亘長km</u>を控除し、データ系に係るもの(加入系音声比率(電柱本数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下同じ。))により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系加入系中口径管路亘長km</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額 $= \text{音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km}$ 当たり単価</p>
<p>中継系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した中口径管路<u>亘長km</u>を<u>条数比率</u>により当該局が属する各ループに<u>案分</u>する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1)の中口径管路<u>亘長km</u>に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの<u>音声系中継系中口径管路亘長km</u>とする。</p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>ループごとと中継系中口径管路投資額 $= \text{音声系中継系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km}$ 当たり単価</p>
<p>加入系共同溝</p>	<p>1 設備量の算定 [(1) 同左]</p> <p>(2) 局ごとに、共同溝<u>亘長km</u>から中継系共同溝<u>亘長km</u>を控除し、データ系に係るもの(加入系音声比率により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系加入系共同溝亘長km</u>とする。</p>

	<p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。 局ごと加入系共同溝投資額 ＝<u>メタル I P 音声系</u>加入系共同溝巨長 km × 共同溝巨長 km 当たり単価</p>
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝巨長 km を、<u>管路条数比率</u>により当該局が属する各ループに<u>察分したものを局ごと及びループごと共同溝巨長 km とする。</u> (2) <u>ループごと</u>に、(1)の局ごと及びループごと共同溝巨長 km に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合算し、<u>データ系サービスマル I P 電話に係るもの(心数比及び QoS 制御係数を加味した最繁時間帯比により算定するものとする。)</u>を控除したものを当該ループの<u>メタル I P 音声系</u>中継系共同溝巨長 km とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。 ループごと中継系共同溝投資額 ＝<u>メタル I P 音声系</u>中継系共同溝巨長 km × 共同溝巨長 km 当たり単価</p>
加入系とう道	<p>1 設備量の算定 〔1〕 略 (2) 局ごとに、とう道巨長 km に加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービスマル I P 電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>メタル I P 音声系</u>加入系とう道巨長 km とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。 局ごと加入系とう道投資額 ＝<u>メタル I P 音声系</u>加入系とう道巨長 km × (とう道巨長 km 当たり単価 + とう道巨長 km 当たり災害対策増分単価)</p>

	<p>2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと加入系共同溝投資額 ＝<u>音声系</u>加入系共同溝巨長 km × 共同溝巨長 km 当たり単価</p>
中継系共同溝	<p>1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝巨長 km を、<u>条数比率</u>により当該局が属する各ループに<u>察分する。</u> (2) <u>ループごと</u>及び局ごとに、(1)の共同溝巨長 km に中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合算し、<u>データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)</u>を控除したものを当該ループの<u>音声系</u>中継系共同溝巨長 km とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 ループごと中継系共同溝投資額 ＝<u>音声系</u>中継系共同溝巨長 km × 共同溝巨長 km 当たり単価</p>
加入系とう道	<p>1 設備量の算定 〔1〕 同左 (2) 局ごとに、とう道巨長 km から中継系とう道巨長 km を控除し、<u>データ系に係るもの(加入系音声比率により算定するものとする。)</u>を控除したものを当該局の<u>音声系</u>加入系とう道巨長 km とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと加入系とう道投資額 ＝<u>音声系</u>加入系とう道巨長 km × (とう道巨長 km 当たり単価 + とう道巨長 km 当たり災害対策増分単価)</p>

中継系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、管路条数比率により当該局が属する各ループに察分したものを局ごと及びループごととう道亘長kmとする。</p> <p>(2) ループごとに、(1)の局ごとループごととう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(心数比及びQoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタルIP音声系中継系とう道亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。</p> <p>ループごと中継系とう道投資額 $= \text{メタルIP音声系中継系とう道亘長km} \times (\text{とう道亘長km} \text{ 当たり単価} + \text{とう道亘長km} \text{ 当たり災害対策増分単価})$</p>
電線共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>[1]・[2] 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれ回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系電線共同溝延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額 $= \text{メタルIP音声系電線共同溝延長km} \times \text{電線共同溝延長km} \text{ 当たり単価}$</p>
自治体管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>[1]・[2] 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれ回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系自治体管路延長kmとする。</p>

中継系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、条数比率により当該局が属する各ループに察分する。</p> <p>(2) ループごと及び局ごとに、(1)のとう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中継系とう道亘長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>[同左]</p> <p>ループごと中継系とう道投資額 $= \text{音声系中継系とう道亘長km} \times (\text{とう道亘長km} \text{ 当たり単価} + \text{とう道亘長km} \text{ 当たり災害対策増分単価})$</p>
電線共同溝	<p>1 設備量の算定</p> <p>[1]・[2] 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれ回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系電線共同溝延長kmとする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>[同左]</p> <p>局ごと電線共同溝投資額 $= \text{音声系電線共同溝延長km} \times \text{電線共同溝延長km} \text{ 当たり単価}$</p>
自治体管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>[1]・[2] 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれ回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系自治体管路延長kmとする。</p>

情報ボックス	<p>[2] 略]</p> <p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したとき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、<u>データ系サービンス及び光IP電話に係るもの</u>(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>メタルIP音声系情報ボックス延長km</u>とする。</p>
空調設備	<p>[2] 略]</p> <p>1 R T一BOX (收容局 (メタル回線收容装置架数及びF T T H架数 (OLT及び光信号分離装置を設置する架の数をいう。))の合計が3以下で、かつ、共用架数が1以下のものに限る。)又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定</p> <p>[略]</p> <p>2 R T一BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別(空調設備(大)又は空調設備(小))を選択する。</p> <p>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービンス及び光IP電話に係るもの(電力容量比により算定するものとする。)を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと<u>メタルIP音声系空調設備台数</u>とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p>局ごと空調設備投資額 $= \text{メタルIP音声系空調設備(大)} \text{台数} \times \text{空調設備(大)} \text{1台当たり単価}$ $+ \text{メタルIP音声系空調設備(小)} \text{台数} \times \text{空調設備(小)} \text{1台当たり単価}$</p>
電力設備 (整流装置)	<p>1 設備量の算定</p>

情報ボックス	<p>[2] 同左]</p> <p>1 設備量の算定 [(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したとき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、<u>データ系に係るもの</u>(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の<u>音声系情報ボックス延長km</u>とする。</p>
空調設備	<p>[2] 同左]</p> <p>1 R T一BOX (收容局 (音声收容装置架数、総合デジタル通信回線收容交換機架数及び共用架数がそれぞれ1以下のものに限る。))又は陸揚局の場合の局舎種別をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定</p> <p>[同左]</p> <p>2 R T一BOX以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別(空調設備(大)又は空調設備(小))を選択する。</p> <p>(2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系に係るもの(電力容量比により算定するものとする。)を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと<u>音声系空調設備台数</u>とする。</p> <p>3 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごと空調設備投資額 $= \text{音声系空調設備(大)} \text{台数} \times \text{空調設備(大)} \text{1台当たり単価}$ $+ \text{音声系空調設備(小)} \text{台数} \times \text{空調設備(小)} \text{1台当たり単価}$</p>
電力設備 (整流装置)	<p>1 設備量の算定</p>

	<p>(1) 大規模局（相互接続局、コア局及び収容局（緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を<u>整流装置系統数</u>とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを<u>整流装置1系統当たり整流器ユニット数</u>とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統当たり整流器ユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を<u>整流装置1系統当たり増設架数</u>とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり整流器ユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを<u>整流装置増設架数及び整流器ユニット数</u>とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除し、全ての整流装置区画について合計したものを当該局のマルチIP音声系整流装置基本部数、マルチIP音声系整流装置増設架数及びマルチIP音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。 局ごと整流装置投資額 ＝マルチIP音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価 ＋マルチIP音声系整流装置増設架数×整流装置増設架単価 ＋マルチIP音声系整流器ユニット数×整流器ユニット単価</p>
電力設備（直流変換電源装置）	<p>1 設備量の算定 〔1〕 略</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>

	<p>(1) 大規模局（コア局及び収容局（緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。）をいう。以下同じ。）ごとに、当該局に設置される設備（整流装置を要するものに限る。）の所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を<u>当該局の整流装置系統数</u>とする。</p> <p>(2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを<u>当該局の整流装置1系統当たりユニット数</u>とする。</p> <p>(3) (2)の整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を<u>当該局の整流装置1系統当たり増設架数</u>とする。</p> <p>(4) (1)の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを<u>当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数</u>とする。</p> <p>(5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと整流装置投資額 ＝音声系整流装置基本部数×整流装置基本部単価 ＋音声系整流装置増設架数×整流装置増設架単価 ＋音声系整流器ユニット数×整流器ユニット単価</p>
電力設備（直流変換電源装置）	<p>1 設備量の算定 〔1〕 同左]</p> <p>(2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流変換電源装置1架最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）</p>

	<p>する。)を当該局の<u>直流変換電源装置</u>架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと直流変換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、<u>直流変換電源装置投資額を算定する。</u></p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額 ＝<u>直流変換電源装置架数</u>×<u>直流変換電源装置架当たり単価</u></p>	
<p>電力設備 (交流無停電電源装置)</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要電力の合計を交流100V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置 (100V用最大規格) の規定容量で除したものの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置 (100V用最大規格) 台数とする。また、それによって生じた交流100V総所要電力の余りから交流無停電電源装置 (100V用直近上位規格) を選定し、当該交流無停電電源装置 (100V用直近上位規格) の台数を1とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置 (200V用最大規格) の規定容量で除したものの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置 (200V用最大規格) 台数とする。また、それによって生じた交流200V総所要電力の余りから交流無停電電源装置 (200V用直近上位規格) を選定し、当該交流無停電電源装置 (200V用直近上位規格) の台数を1とする。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置 (100V) 台数及び規格ごとの交流無停電電源装置 (200V) 台数からそれぞれデータ系ケーブル及び光IP電話に係るもの (当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置 (100V) 台数及び規格ごとメタルIP音声系交流無停電電源装置 (200V) 台数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと交流無停電電源装置 (100V) 投資額及び規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、<u>交流無停電電源装置投資額を算定する。</u></p>	
<p>電力設備 (交流無停電電源装置)</p>	<p>2)を当該局の<u>音声系直流変換電源装置</u>架数とする。</p> <p>2 投資額の算定 [同左]</p> <p>局ごと直流変換電源装置投資額 ＝<u>音声系直流変換電源装置架数</u>×<u>直流変換電源装置架当たり単価</u></p>	
<p>電力設備 (交流無停電電源装置)</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要容量の合計を交流無停電電源装置 (100V用最大規格) の規定容量で除したものの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置 (100V) 台数とする。また、それによって生じた交流100V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置 (100V用直近上位規格) 台数を交流無停電電源装置 (100V) 台数に加える。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要容量の合計を交流無停電電源装置 (200V用最大規格) の規定容量で除したものの (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の交流無停電電源装置 (200V) 台数とする。また、それによって生じた交流200V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置 (200V用直近上位規格) 台数を交流無停電電源装置 (200V) 台数に加える。</p> <p>(3) (1)及び(2)で算定した交流無停電電源装置 (100V) 台数及び交流無停電電源装置 (200V) 台数からそれぞれデータ系に係るもの (当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置 (100V) 台数及び音声系交流無停電電源装置 (200V) 台数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により局ごと種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、<u>交流無停電電源装置投資額を算定する。</u></p>	

	<p>規格ごと交流無停電電源装置 (100V) 投資額 ≡当該規格マルチP音声系交流無停電電源装置 (100V) 台数×当該規格交流無停電電源装置 (100V) 単価 規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 投資額 ≡当該規格マルチP音声系交流無停電電源装置 (200V) 台数×当該規格交流無停電電源装置 (200V) 単価</p>	電力設備 (蓄電池)	<p>種別ごと交流無停電電源装置投資額 ≡当該種別音声系交流無停電電源装置台数×当該種別交流無 停電電源装置単価</p>
電力設備 (蓄電池)	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の整流装置用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を1とする。 (2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を1とする。 (3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (200V) の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものを (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池 (直近上位規格) の組数を1とする。</p>	電力設備 (蓄電池)	<p>1 大規模局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。 (2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200V) の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池容量とする。 (3) 種別ごとに、(1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池 (種別ごと最大規格) の規定容量で除したものを (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の種別ごと蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池 (種別ごと直近上位規格) 組数を種別ごと蓄電池組数に加える。</p>

(4) (1)から(3)まで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数及び交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービスマルIP電話に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとマルIP音声系交流装置用蓄電池組数、規格ごとマルIP音声系交流無停電電源装置(100V)用蓄電池組数及び規格ごとマルIP音声系交流無停電電源装置(200V)用蓄電池組数とする。

2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定

(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池(直近上位規格)の組数を1とする。
[割る]

(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数からデータ系サービスマルIP電話に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごとマルIP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

3 投資額の算定
次の算定式により局ごとに規格ごと整流装置用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置(100V)用蓄電池投資額、規格ごと交流無停電電源装置(200V)用蓄電池投資額及び規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
規格ごと整流装置用蓄電池投資額
＝当該規格マルIP音声系整流装置用蓄電池組数×当該規

(4) 種別ごとに、(3)の蓄電池組数からデータ系に係るもの(当該局の電力容量比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。

2 小規模局(大規模局以外の局をいう。以下同じ。)に設置する場合の設備量の算定

(1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。

(2) (1)の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池(最大規格)の規定容量で除したものを(1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池(最大規格)組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池(整流装置用直近上位規格)組数を蓄電池組数に加える。

(3) (2)の蓄電池組数からデータ系に係るもの(当該局の電流比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。

3 投資額の算定
次の算定式により局ごとに種別ごと蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。
種別ごと蓄電池投資額
＝当該種別音声系蓄電池組数×当該種別蓄電池単価

	<p>格整流装置用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格マルチP音声系交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池単価</p> <p>規格ごと交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格マルチP音声系交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数×当該規格交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池単価</p> <p>規格ごと小規模局用電源装置用蓄電池投資額</p> <p>＝当該規格マルチP音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数×当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価</p>	
電力設備 (受電装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。</p> <p>【削る】</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置 (直近上位規格) を選定し、当該受電装置 (直近上位規格) の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、マルチP電話相当分の所要電力容量により算定した受電装置所要容量を当該局のマルチP音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について</p>	電力設備 (受電装置)
		<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要容量及び交流無停電電源装置 (200V) の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置 (直近上位規格) 台数を受電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>【同左】</p>

	<p>て当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額 $\text{=メタルIP音声系受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量}$ あたり単価</p>	<p>局ごと受電装置投資額 $\text{=音声系受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量}$ あたり単価</p>
<p>電力設備 (発電装置)</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の整流器ユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備1台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。</p> <p>【削る】</p> <p>(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の発電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから発電装置 (直近上位規格) 台数を選定し、当該発電装置 (直近上位規格) の台数を1とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにおいて、メタルIP電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタルIP音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額 $\text{=メタルIP音声系発電装置所要容量} \times \text{(発電装置単位容量}$ $\text{あたり単価} + \text{発電装置単位容量あたり停電対策増分単価)}$</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に整流器1ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要容量及び交流無停電電源装置 (200V) の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</p> <p>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1)に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の発電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから選定される発電装置 (直近上位規格) 台数を発電装置台数に加える。</p> <p>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>【同左】</p> <p>局ごと発電装置投資額 $\text{=音声系発電装置所要容量} \times \text{(発電装置単位容量あたり単価}$ $\text{+ 発電装置単位容量あたり停電対策増分単価)}$</p>
<p>電力設備 (小規模局用電源装置)</p>	<p>1 R T—BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置 (R T—BOX以外の小規模局用) の1台当たり最大</p>	<p>電力設備 (小規模局用電源装置)</p> <p>1 R T—BOX以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の1台当たり最大電流で除したものの (1)に満たない端</p>

	<p>電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT—BOX以外の小規模局用）台数とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT—BOX以外の小規模局用）台数とする。</p> <p>2 RT—BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>1 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT—BOX用最大規格）1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（RT—BOX用最大規格）台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置（RT—BOX用直近上位規格）を選定し、当該小規模局用電源装置（RT—BOX用直近上位規格）の台数を1台とする。</p> <p>2 1で算定した規格ごとの小規模局用電源装置（RT—BOX用）台数からデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の規格ごとメタルIP音声系小規模局用電源装置（RT—BOX用）台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置（RT—BOX以外の小規模局用）投資額及び規格ごと小規模局用電源装置（RT—BOX用）投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>小規模局用電源装置（RT—BOX以外の小規模局用）投資額 =メタルIP音声系小規模局用電源装置（RT—BOX以外の小規模局用）台数×小規模局用電源装置（RT—BOX以外の小規模局用）単価</p> <p>規格ごと小規模局用電源装置（RT—BOX用）投資額 =当該規格メタルIP音声系小規模局用電源装置（RT—BOX用）台数×当該規格小規模局用電源装置（RT—BOX用）単価</p>
電力設備（可搬型発動発電機）	<p>1 設備量の算定</p> <p>1 1 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機所要容量とする。</p>
	<p>数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とし、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 RT—BOXに設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（RT—BOX用最大規格）の1台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（RT—BOX用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加え、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>種別ごと小規模局用電源装置投資額 =当該種別音声系小規模局用電源装置台数×当該種別小規模局用電源装置単価</p>
電力設備（可搬型発動発電機）	<p>1 設備量の算定</p> <p>1 1 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機容量とする。</p>

	<p>(2) <u>可搬型発動発電機所要容量を小規模局ごとの総電流比により配賦したものを当該局の可搬型発動発電機所要容量とし、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量とする。</u></p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。</p> <p>可搬型発動発電機投資額</p> <p>=メタルIP音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位数</p>
機械室建物	<p>1 R T—B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア <u>メタル回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</u></p> <p>イ <u>C Sの架数及びC S用D Bの架数に、それぞれ当該設備の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u></p> <p>ウ <u>無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線送受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u></p> <p>エ <u>衛星通信設備のT D M A装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u></p> <p>オ <u>消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</u></p> <p>カ <u>警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</u></p> <p>キ <u>S B Cの架数、E N U Mサービスの架数、D N Sサービスの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架</u></p>
	<p>(2) <u>小規模局ごとに、可搬型発動発電機容量を総電流の割合に応じて割り当てたものを当該局の可搬型発動発電機容量とし、データ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系可搬型発動発電機容量とする。</u></p> <p>2 投資額の算定</p> <p>[同左]</p> <p>可搬型発動発電機投資額</p> <p>=音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位数</p>
機械室建物	<p>1 R T—B O X以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア <u>専用架搭載設備（音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用D B、C S、M G W、X C M、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置及び信号用中継交換機）ごとに当該設備の架数に架当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</u></p> <p>イ <u>単独設置設備（主配線盤、光ケーブル成端架、海底中間中継伝送装置及びオペレーション設備）ごとに当該設備のユニット数に1ユニット当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

当たり面積を乗じたもの

ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したものの（1に満たない端子数は、切り上げるものとする。）に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの

ケ 種別ごとに、光ターミナル成端架収容心線数を光ターミナル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものの（1に満たない端子数は、切り上げるものとする。）に光ターミナル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの

コ 海底中間中継伝送装置用給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの

カ オペレーション設備の所要面積

ク 共用架搭載設備（マルチ回線収容装置用L2SSW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SSW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、関門系ルータ及び相互接続局用L2SSW）ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端子数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの

ク マルチ回線収容装置、光信号分離装置、OLT、CS、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のうち最大のもの

(2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。

【ア・イ 略】

ク 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計

オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計

カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計

キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

ク 共用架搭載設備（音声収容装置用L2SSW、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L2SSW、PTN、CWDM、中間中継伝送装置、SGW、MGC及びインタフェース変換装置）ごとに、当該設備のユニット数を共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端子数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの

エ 音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、CS、MGW、XCM、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置、信号用中継交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のもの

(2) 【同左】

【ア・イ 同左】

ク 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計

エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計

オ 受電装置種別ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計

カ 発電装置種別ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計

キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置台数に

機械室土地	1 局舎種別の選定基準	<p>置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計 ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の<u>更改のための面積</u>の合計 [(3) 略] (4) 局ごとに、<u>(1)から(5)までの面積を当該局のケーブル室面積とする。</u> [(5) 略] (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。</p> <p><u>(7) (1)から(6)までにおいて、メタルIP電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルIP音声系機械室建物面積とする。</u></p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系サービスマシナ及びび光IP電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系RT-BOX数とする。</p> <p>3 投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 (1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 =メタルIP音声系機械室建物面積×(複数階局機械室建物建設単価+複数階局機械室建物災害対策増分単価) (2) 局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 =メタルIP音声系機械室建物面積×局舎種別ごと機械室建物建設単価 (3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合 局ごと機械室建物投資額 =メタルIP音声系機械室建物面積×(平屋局機械室建物建設単価+平屋局機械室建物災害対策増分単価) (4) 局舎種別がRT-BOXの場合 局ごと機械室建物投資額 =メタルIP音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p>
-------	-------------	---

機械室土地	1 RT-BOX以外の局の機械室土地の設備量の算定	<p>小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計 ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の<u>更改面積</u>の合計 [(3) 同左] (4) 局ごとに、<u>(1)の面積のうち主配線盤の所要面積を当該局のケーブル室面積とする。</u> [(5) 同左] (6) (1)から(5)までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、データ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。 [新設]</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を1とし、データ系に係るもの(機械室建物面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系RT-BOX数とする。</p> <p>3 投資額の算定 [同左] (1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 =音声系機械室建物面積×(機械室建物建設単価+機械室建物災害対策増分単価) (2) 局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 =音声系機械室建物面積×機械室建物建設単価 (3) 局舎種別が平屋局であって(2)以外の場合 局ごと機械室建物投資額 =音声系機械室建物面積×(機械室建物建設単価+機械室建物災害対策増分単価) (4) 局舎種別がRT-BOXの場合 局ごと機械室建物投資額 =音声系RT-BOX数×RT-BOX単価</p>
-------	---------------------------	---

① 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。

② その他の局（RTT-BOXを除く。）の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。）及び保守コスト（施設保全費及び撤去費用の合計をいう。）の合計を比較し、より安価なものを選択する。

【削る】

【削る】

2 複数階局の機械室土地の設備量の算定

① 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。

② ①の機械室土地面積から、データ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。

3 平屋局の機械室土地の設備量の算定

① 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。

② ①の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルIP音

① 大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局舎種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。

② 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。

③ 局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。

④ ②及び③で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。

【新設】

【新設】

	<p>声系機械室土地面積とする。</p> <p>4 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービズ及び光IP電話に係るもの(機械室建物の所要面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタルIP音声系機械室土地面積とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。</p> <p>局ごと機械室土地投資額 $= \text{メタルIP音声系機械室土地面積} \times (\text{固定資産評価価額} \div \text{土地単価時点補正係数}) \times \text{土地単価時点補正係数}$</p>
<p>【略】</p> <p>監視設備 (収容局設備) 投資額</p> <p>＝ (音声収容ルータ投資額 + 共用収容ルータ投資額 + メタル回線収容装置投資額 + メタル回線収容装置用L2SW投資額 + 消防警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額)</p> <p>× 監視設備 (収容局設備) 対投資額比率</p>	<p>監視設備 (コア局設備) 投資額</p> <p>＝ (共用コアルータ投資額 + コア局用L2SW投資額 + CSS投資額)</p> <p>× 監視設備 (コア局設備) 対投資額比率</p>

附則別表第3 (附則第3条関係)

第1 固定資産明細表

	<p>2 RT-BOXの機械室土地の設備量の算定局ごとに、RT-BOX土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの(回線数比により算定するものとする。)及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの(機械室建物面積比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>【同左】</p> <p>局ごと機械室土地投資額 $= \text{音声系機械室土地面積} \times (\text{固定資産評価価額} \div \text{土地単価時点補正係数}) \times \text{土地単価時点補正係数}$</p>
<p>【同左】</p> <p>監視設備 (収容局設備) 投資額</p> <p>＝ (音声収容ルータ投資額 + 共用収容ルータ投資額 + 音声収容装置投資額 + 音声収容装置用L2SW投資額 + 総合デジタル通信回線収容交換機投資額 + 消防警察トランク投資額 + 警察消防用回線集約装置投資額)</p> <p>× 監視設備 (収容局設備) 対投資額比率</p>	<p>監視設備 (コア局設備) 投資額</p> <p>＝ (共用コアルータ投資額 + コア局用L2SW投資額 + CSS投資額 + MGW投資額 + MGC投資額 + XCM投資額 + SGW投資額)</p> <p>× 監視設備 (コア局設備) 対投資額比率</p>

附則別表第3 (附則第3条関係)

第1 固定資産明細表

			試験研究費の 合計額比
共通用土地	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋ 試験研究費の 合計額比	
【略】	【略】		
機械及び装置	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋ 試験研究費の 合計額比	
【略】	【略】		
工具、器具及び備品	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋ 試験研究費の 合計額比	
【略】	【略】		
空調設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イソクアフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備	【略】	
電力設備	整流装置 音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イソクアフェース変換装置、衛星通信設備、閉門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ及びDNSサーバ 蓄電池 音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、		

			試験研究費＋ 接続関連事務 費の合計額比
共通用土地	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋ 試験研究費＋ 接続関連事務 費の合計額比	
【同左】	【同左】		
機械及び装置	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋ 試験研究費＋ 接続関連事務 費の合計額比	
【同左】	【同左】		
工具、器具及び備品	附則別表第1第1の設備区分に定める各設備	施設保全費＋ 試験研究費＋ 接続関連事務 費の合計額比	
【同左】	【同左】		
空調設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イソクアフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備	【同左】	
電力設備	整流装置 音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、イソクアフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機及びSGW 蓄電池 音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランスク、警察消防用回線集約装置、共用コア		

	無線伝送装置、インターネット変換装置、衛星通信設備、 <u>閩門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L2SW</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 、 <u>DNSサーバ</u> 及び びオペレーション設備
交流無停電電源装置	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>閩門系ルータ</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 、 <u>DNSサーバ</u> 及び びオペレーション設備
受電装置	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>メタル回線収容装置</u> 、 <u>メタル回線収容装置用L2SW</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>閩門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L2SW</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 、 <u>DNSサーバ</u> 及び びオペレーション設備
発電装置	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>メタル回線収容装置</u> 、 <u>メタル回線収容装置用L2SW</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>閩門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L2SW</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 、 <u>DNSサーバ</u> 及び びオペレーション設備
小規模局用電源装置	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>メタル回線収容装置</u> 、 <u>メタル回線収容装置用L2SW</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 及び び衛星通信設備
小規模局用蓄電池	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>メタル回線収容装置</u> 、 <u>メタル回線収容装置用L2SW</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 及び び衛星通信設備
可搬型発動発電機	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>メタル回線収容装置</u> 、 <u>メタル回線収容装置用L2SW</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u>

	<u>ルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>XCMM</u> 、 <u>MG</u> 、 <u>C</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>SGW</u> 及び びオペレーション設備
交流無停電電源装置	<u>音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>C</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>SGW</u> 及び びオペレーション設備
受電装置	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>音声収容装置</u> 、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>XCMM</u> 、 <u>MG</u> 、 <u>C</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>SGW</u> 及び びオペレーション設備
発電装置	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>音声収容装置</u> 、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>XCMM</u> 、 <u>MG</u> 、 <u>C</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>SGW</u> 及び びオペレーション設備
小規模局用電源装置	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>音声収容装置</u> 、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 及び び衛星通信設備
小規模局用蓄電池	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>音声収容装置</u> 、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 及び び衛星通信設備
可搬型発動発電機	<u>音声収容ルータ</u> 、 <u>共用収容ルータ</u> 、 <u>音声収容装置</u> 、 <u>音声収容装置用L2SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線収容交換機用DB</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インターネット変換装置</u> 及び び衛星通信設備

	置及び衛星通信設備	
	[略]	
機械室建物	主配線盤、光ケーブナル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置</u> 、 <u>メタル回線回線集約装置</u> 、 <u>L2 SW</u> 、 <u>消防警察トランスク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2 SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>閘門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L2 SW</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 、 <u>DNサーバ</u> 及び <u>IPv6</u> レシーション設備	[略]
機械室土地	主配線盤、光ケーブナル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置</u> 、 <u>メタル回線回線集約装置</u> 、 <u>L2 SW</u> 、 <u>消防警察トランスク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2 SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>無線鉄塔</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>閘門系ルータ</u> 、 <u>相互接続局用L2 SW</u> 、 <u>SBC</u> 、 <u>ENUMサーバ</u> 、 <u>DNサーバ</u> 及び <u>IPv6</u> レシーション設備	

	装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備	
	[同左]	
機械室建物	主配線盤、光ケーブナル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置</u> 、 <u>音声収容装置用L2 SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線回線交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線回線交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランスク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2 SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>XCM</u> 、 <u>MGC</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>無線鉄塔</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>SGW</u> 及び <u>IPv6</u> レシーション設備	[同左]
機械室土地	主配線盤、光ケーブナル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置</u> 、 <u>音声収容装置用L2 SW</u> 、 <u>総合デジタル通信回線回線交換機</u> 、 <u>総合デジタル通信回線回線交換機用DB</u> 、 <u>消防警察トランスク</u> 、 <u>警察消防用回線集約装置</u> 、 <u>共用コアルータ</u> 、 <u>コア局用L2 SW</u> 、 <u>CS</u> 、 <u>MGW</u> 、 <u>XCM</u> 、 <u>MGC</u> 、 <u>伝送装置</u> 、 <u>中間中継伝送装置</u> 、 <u>無線伝送装置</u> 、 <u>無線鉄塔</u> 、 <u>インタフェース変換装置</u> 、 <u>衛星通信設備</u> 、 <u>信号用中継交換機</u> 、 <u>SGW</u> 及び <u>IPv6</u> レシーション設備	

注 資本コスト＝減価償却費＋自己資本費用＋他人資本費用＋利益対応税＋通信設備使用料＋固定資産税

保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

附則別表第5（附則第3条関係）

第1 設備区分別費用明細表

[新設]

附則別表第5（附則第3条関係）

第1 設備区分別費用明細表

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第四条中基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（以下「令和二年改正省令」という。）附則第二条の表以外の部分の改正規定、同条の表第五条第一項の項下欄の改正規定（「第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第十三号）附則第五条第二項」を「第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項」に改める部分に限る。）及び令和二年改正省令附則別表第一から附則別表第五までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令による改正後の電気通信事業法施行規則様式第三十八の二（以下「第一号基礎的電気通信役務収支表」という。）第一表については、当分の間、二の項を記載しないこととする。

3 令和六年度中に提出する第一号基礎的電気通信役務収支表第一表については、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則（以下「旧施行規則」という。）第十四条第二号ロに規定する電気通信役務の提供に係る営業収益、営業費用及び営業利益は、欄を設けて記載することとし、同表の注二の規定の適用については、同注二中「第14条第2号イ」とあるのは「令和6年1月1日から同条3月31日までの間に提供した第14条第2号イ」とする。

4 令和五年度中に提供された第一号基礎的電気通信役務（この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第十四条第一号イ並びに第四号イ及びロに規定するものを除く。）の提供に係る補填対象額の算定にあつては、この省令の規定（第四条中令和二年改正省令附則第二条の表以外の部分の改正規定、同条の表第五条第一項の項下欄の改正規定（「第一種交付金の額を算定する年度の前年度の末日における法第三十三条第五項の総務省令で定める機能に係る接続料の原価及び利潤の算定期間に用いられた特定比率（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成三十二年総務省令第十三号）附則第五条第二項」を「第一号基礎的電気通信役務が提供された期間における加入電話・メタルIP電話接続機能（第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和四年総務省令第九号）附則第五条第一項に規定するものをいう。）に適用される接続料の算定に用いられた特定比率（同令附則第六条第二項」に改める部分に限る。）及び令和二年改正省令附則別表第一から附則別表第五までの改正規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による

。この場合において、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（以下「第一種算定規則」という。）第六条第一項に規定する原価及び収益の額（旧施行規則第十四条第二号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する場合に限る。）、第一種算定規則第七条第三号及び第四号に規定する通信量の割合並びに第一種算定規則第十三条に規定する通信量等の記録については、令和五年四月一日から同年十二月三十一日までの間にされた第一号基礎的電気通信役務の提供に係るものとし、この省令による改正前の第一種算定規則第八条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「前年度」とあるのは「令和五年四月一日から同年十二月三十一日まで」とする。

5 第一種交付金の額を算定する前年度の末日のワイヤレス固定電話加入者回線（電気通信事業法施行規則第十四条第四号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る加入者回線をいう。）の数が五千未満の場合の補填対象額の算定にあつては、第二条中第一種算定規則第二条第四号の改正規定及び第四条中令和二年改正省令附則第二条の表第二条の項の改正規定（「次号において「合算算定対象加入者回線」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。次号において「合算算定対象加入者回線」という。」に改める部分、第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十号において「合算算定対象加入者回線（一）」という。」に改める部分及び「第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」

「という。」を「ワイヤレス固定電話加入者回線を除く。第十一号において「合算算定対象加入者回線（二）」という。」に改める部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。